

# 有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成20年4月1日  
(第8期) 至 平成21年3月31日

株式会社  
**セブン銀行**

(E03623)

第8期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

# 有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社

**セブン銀行**

# 目 次

	頁
第8期 有価証券報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	6
5 【従業員の状況】	6
第2 【事業の状況】	7
1 【業績等の概要】	7
2 【生産、受注及び販売の状況】	21
3 【対処すべき課題】	21
4 【事業等のリスク】	22
5 【経営上の重要な契約等】	27
6 【研究開発活動】	27
7 【財政状態及び経営成績の分析】	28
第3 【設備の状況】	32
1 【設備投資等の概要】	32
2 【主要な設備の状況】	32
3 【設備の新設、除却等の計画】	33
第4 【提出会社の状況】	34
1 【株式等の状況】	34
2 【自己株式の取得等の状況】	42
3 【配当政策】	42
4 【株価の推移】	43
5 【役員の状況】	44
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	47
第5 【経理の状況】	53
1 【財務諸表等】	54
第6 【提出会社の株式事務の概要】	90
第7 【提出会社の参考情報】	91
1 【提出会社の親会社等の情報】	91
2 【その他の参考情報】	91
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	92
監査報告書	
内部統制報告書	
確認書	

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月18日
【事業年度】	第8期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
【会社名】	株式会社セブン銀行
【英訳名】	Seven Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 安齋 隆
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
【電話番号】	03-3211-3041
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員企画部長 二子石 謙輔
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
【電話番号】	03-3211-3041
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員企画部長 二子石 謙輔
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

回次		第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月		平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
経常収益	百万円	47,967	64,612	75,427	83,663	89,815
経常利益	百万円	10,075	19,409	25,021	24,650	28,751
当期純利益	百万円	10,843	10,590	12,667	13,830	16,988
持分法を適用した場合の投資利益	百万円	—	—	—	—	—
資本金	百万円	61,000	61,000	30,500	30,500	30,500
発行済株式総数	千株	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220
純資産額	百万円	56,508	67,080	73,849	88,974	98,393
総資産額	百万円	313,305	361,338	532,757	488,137	493,360
預金残高	百万円	124,776	181,770	187,836	170,548	188,111
貸出金残高	百万円	—	—	—	—	—
有価証券残高	百万円	26,012	53,571	78,338	97,849	88,887
1株当たり純資産額	円	46,318.31	54,984.18	63,317.15	72,930.25	80,610.55
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円	— (—)	— (—)	5,000 (—)	4,200 (—)	4,900 (2,100)
1株当たり当期純利益金額	円	8,888.51	8,680.89	10,736.56	11,808.84	13,924.60
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	13,923.12
自己資本比率	%	—	—	13.86	18.23	19.93
単体自己資本比率 (国内基準)	%	182.39	233.49	37.94	43.89	45.05
自己資本利益率	%	21.14	15.80	17.03	16.89	16.94
株価収益率	倍	—	—	—	18.12	18.84
配当性向	%	—	—	46.57	35.56	35.18
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	45,851	47,212	39,750	54,523	32,662
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△8,783	△34,892	△32,215	△43,307	△11,664
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	—	—	△5,895	1,303	△7,686
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	240,797	253,117	254,757	267,277	280,589
従業員数 〔外、平均臨時従業員 数〕	人	181 〔103〕	211 〔228〕	258 〔201〕	290 〔184〕	308 〔197〕

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
3. 持分法を適用した場合の投資利益につきましては、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 平成18年6月16日開催の定時株主総会決議により、平成18年9月1日付で資本金30,500百万円を減少し、その全額を資本準備金としております。
5. 純資産額及び総資産額の算定にあたり、第6期(平成19年3月期)から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
6. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。1株当たり純資産額は、企業会計基準適用指針第4号が改正されたことに伴い、第6期(平成19年3月期)から同適用指針を適用しております。
- また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
7. 第7期(平成20年3月期)以前の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。
8. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
9. 単体自己資本比率は、第6期(平成19年3月期)から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当社は、国内基準を採用しております。
- なお、第5期(平成18年3月期)以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
10. 第6期(平成19年3月期)以前の株価収益率は、当社株式が証券取引所に非上場であったため記載しておりません。
11. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

## 2 【沿革】

- 平成13年 4月 予備免許取得  
「株式会社アイワイバンク銀行」設立（資本金202億500万円）  
銀行営業免許取得
- 平成13年 5月 営業開始（新規口座開設の受付開始）  
A T Mサービス開始  
全国銀行協会入会（正会員）
- 平成13年 6月 全銀システム接続  
B A N C S接続（都市銀行カードによる当社A T Mでの出金取扱い開始）  
振込サービス開始
- 平成13年 8月 第1回第三者割当増資（資本金308億500万円）
- 平成13年12月 インターネット・モバイル・テレホンバンキングサービス開始
- 平成14年 3月 第2回第三者割当増資（資本金610億円）
- 平成15年12月 第1回無担保社債（適格機関投資家限定）発行（150億円・期間5年）
- 平成16年 7月 お客さまサービス部新設
- 平成17年 4月 A T Mコールセンター（大阪）稼働開始  
確定拠出年金専用定期預金の取扱い開始  
有人店舗開設
- 平成17年 7月 第2世代A T M導入開始
- 平成17年10月 社名変更（「株式会社セブン銀行」に変更）
- 平成18年 1月 新勘定系システム稼働開始
- 平成18年 3月 銀行代理業務開始  
定期預金開始
- 平成18年 4月 I Cキャッシュカード対応開始
- 平成18年 9月 減資（資本金610億円のうち305億円減資し、同額を資本準備金に振替）
- 平成18年12月 第2回・第3回無担保社債（一般募集）発行（360億円・期間5年、240億円・期間7年）
- 平成19年 6月 A T Mの運営・管理一括受託開始
- 平成19年 7月 海外発行カード対応開始
- 平成19年 9月 第2世代A T Mで電子マネー「nanaco（ナナコ）」のチャージ開始
- 平成19年11月 視覚障がいのあるお客さま向けサービス開始
- 平成19年12月 47都道府県へのA T M展開完了
- 平成20年 2月 ジャスダック証券取引所に上場

### 3 【事業の内容】

当社は、A T M事業及び金融サービス事業を行っております。

平成21年3月末現在の当社の事業内容は以下のとおりであります。

#### (1) A T M事業

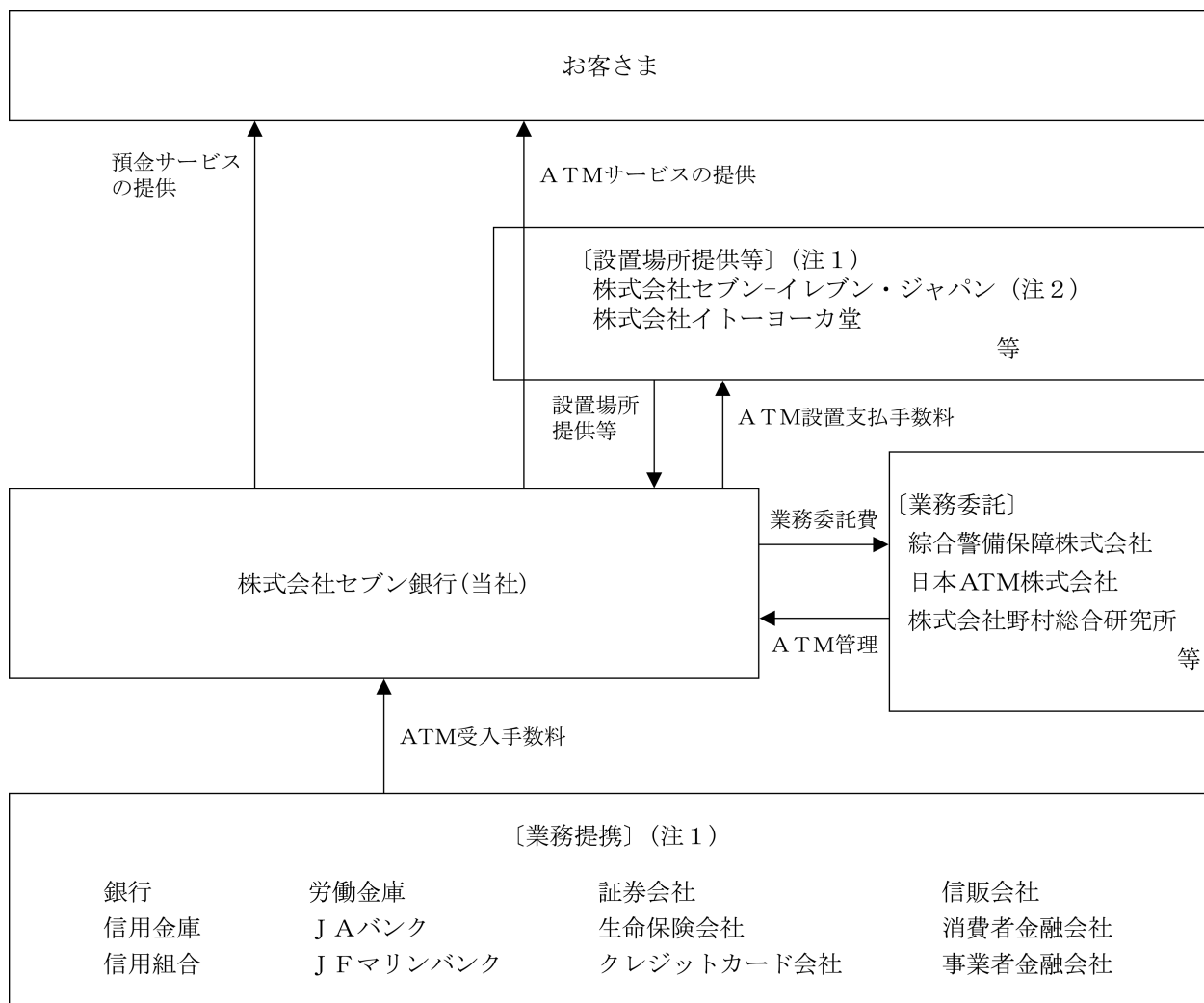
セブン-イレブン、イトーヨーカドー等の店舗、空港や駅、金融機関店舗等に現金自動預払機（以下、「A T M」という）を設置し、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、J Aバンク、J Fマリンバンク、証券会社、生命保険会社、クレジットカード会社、消費者金融会社等多くの金融機関と提携することで、原則24時間365日稼働する利便性の高いA T Mネットワークを介して多くのお客さまに入出金サービスを提供するという事業を展開しております。

#### (2) 金融サービス事業

主に個人のお客さまを対象に、A T Mとリモートバンキング<sup>(注)</sup>のサービスが一体となった身近で便利な預金口座を提供しております。また、イトーヨーカドー内に展開している有人店舗「みんなの銀行窓口。」やインターネットホームページ「みんなのマネーサイト。」において、他社の商品・サービスを提供するという、銀行代理業務、取次ぎ業務及び金融商品仲介業務を行っております。

(注) パソコンでのインターネットバンキング、携帯電話でのモバイルバンキング、電話でのテレホンバンキングの総称

[事業系統図]



(注) 1. 各社との重要な契約内容については「第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」を参照  
2. その他の関係会社



#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 被所有 割合(%)	当社との関係内容				
					役員 の兼 任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(親会社) 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	東京都 千代田区	50,000	純粋持株 会社	47.78 (47.78)	2 (2)	—	預金取引関係	—	—
(その他の関係会社) 株式会社セブン-イレ ブン・ジャパン	東京都 千代田区	17,200	コンビニエ ンスストア 事業	24.88	1 (1)	—	事務委任取引関係 預金取引関係	—	—

- (注) 1. 議決権の被所有割合の( )内は、間接所有の割合(内書)であります。なお、議決権の被所有割合は、小数点第3位以下を切捨て表示しております(議決権及び株式の所有割合を含め、以下、同じ)。  
 2. 株式会社セブン&アイ・ホールディングスは有価証券報告書を提出しております。  
 3. 当社との関係内容の「役員兼任等」の欄の(内書)は当社の役員であります。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 当社の従業員数

平成21年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
308 [ 197 ]	43.1	3.3	8,046

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。また、役員、嘱託社員、派遣スタッフ、パート社員は除く)。  
 2. 従業員の〔外書〕は、1日8時間、月間163時間換算による臨時従業員の月平均人員を概数で記載しております。  
 3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
 4. 当社では労働組合は結成されていませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

##### (金融経済環境)

わが国の経済は、米欧発の金融危機に端を発した信用収縮の影響等から、昨夏以降急速に悪化いたしました。さらに、急速な円高の進行による輸出低迷等もあり、企業収益は大幅に落ち込んでおります。こうした中、企業の業況感の著しい悪化を受け、雇用・所得環境は厳しさを増し、個人消費が弱まっているほか、住宅投資も減少しております。また、公共投資も低調に推移しております。

この間、銀行業界では、金融危機に起因する損失の発生や信用リスクの高まりを映じた引当金積み増し等により、自己資本の増強やさらなる経営効率化が避けられない状況となっております。

##### (当事業年度における事業の経過及び成果)

#### ① ATM事業の状況

当事業年度も提携先の拡大やサービスの拡充のほか、セブン&アイHLDGS.グループ（以下、「7&iグループ」という）内外へのATM設置の推進等により、ATMをご利用いただくお客さまの利便性向上に努めました。

当事業年度は、新たに中京銀行・韓国外換銀行（平成20年4月）、じぶん銀行（同年7月）、関西アーバン銀行（同年10月）のほか、信用金庫6庫、信用組合6組合と提携いたしました。この結果、平成21年3月末現在の提携先は、銀行95行（注1）、信用金庫264庫（注2）、信用組合127組合（注3）、労働金庫13庫、JAバンク1業態、JFマリンバンク1業態、証券会社8社、生命保険会社8社、その他金融機関49社の計566社（注4）となりました。

サービスの拡充については、お客さまが安心してご利用いただけるように、ICカード対応先や暗証番号変更サービス等の導入先の拡大に努め、セキュリティ強化を推進いたしました。この結果、平成21年3月末現在、当社を含む63行4業態の発行するICカードでお取引が可能となりました。

また、ATM設置については、グループ内では、利用件数の多いセブン-イレブン店舗へのATM増設（平成21年3月末現在の2台設置店舗は657店）を推進したほか、新たにそごう、西武百貨店、ロフト等への設置を開始いたしました。一方、グループ外への展開としては、空港や駅、ホテル、病院、商業施設、高速道路のサービスエリア等に新たに設置したほか、平成20年5月に日興コーディアル証券支店内のATM運営・管理の一括受託を開始し、同年9月には新生銀行ATMコーナーに当社ATMを設置し共同ATMコーナーとする取組みを開始する等、設置場所や設置形態を拡充いたしました。この結果、ATM設置台数は13,803台（前事業年度比5.9%増）となりました。なお、平成20年9月末までに第2世代ATMへの更新を完了いたしました。

以上の取組みの結果、当事業年度の総利用件数は555百万件（前事業年度比11.3%増）、ATM1日1台当たり平均利用件数は114.3件（同4.8%増）と堅調に推移いたしました。

- (注) 1. 平成21年3月末の提携銀行数は、前事業年度末（92行）から新規提携により4行増加、合併により1行減少し、95行となりました。
2. 平成21年3月末の提携信用金庫数は、前事業年度末（260庫）から新規提携により6庫増加、合併により2庫減少し、264庫となりました。
3. 平成21年3月末の提携信用組合数は、前事業年度末（122組合）から新規提携により6組合増加、合併により1組合減少し、127組合となりました。
4. JAバンク及びJFマリンバンクについては、業態としてそれぞれ1つとしております。

## ② 金融サービス事業の状況

平成21年3月末現在、個人のお客さまの預金口座数は688千口座（前事業年度比18.5%増）、預金残高は1,136億円（同22.8%増）となりました。このうち、普通預金は763億円（同14.2%増）、定期預金は372億円（同45.3%増）となりました。

代理・取次ぎ業務では、イトーヨーカドーの店舗内に設置している有人店舗「みんなの銀行窓口。」及びインターネット上に展開している「みんなのマネーサイト。」にて取扱商品・サービスの拡充を図りました。なお、「みんなのマネーサイト。」では、平成20年4月に複数の販売会社の投資信託500銘柄以上を検索・比較することができる「サクサク投信検索」サービスを開始いたしました。

## ③ 経営成績

当事業年度の経営成績は、厳しい経済環境の下、ATMの利用件数が堅調に推移した結果、ATM受入手数料が増加したこと等から、経常収益は89,815百万円、経常利益は28,751百万円、当期純利益は16,988百万円となりました。

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)	増減率 (%)
経常収益	83,663	89,815	7.3
経常利益	24,650	28,751	16.6
当期純利益	13,830	16,988	22.8

## ④ 資産、負債及び純資産の状況

総資産は、493,360百万円となりました。そのうちATM運営のために必要な現金預け金が280,589百万円と過半を占めております。その他、主に為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保として必要な有価証券が88,887百万円、ATMを主とする有形固定資産残高が15,998百万円となっております。

負債は、394,966百万円となりました。このうち主なものは預金であり、その残高は（譲渡性預金を除く）188,111百万円となっております。このうち、個人向け普通預金残高が76,380百万円、定期預金残高は37,222百万円となっております。

純資産は98,393百万円となりました。このうち利益剰余金は36,057百万円となっております。

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
総資産	488,137	493,360	5,223
負債	399,162	394,966	△4,195
純資産	88,974	98,393	9,418

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物は、前事業年度末より13,312百万円増加し、280,589百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は、以下のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、主に税引前当期純利益28,736百万円、減価償却費15,402百万円及び預金の増加額17,562百万円等の増加要因が、譲渡性預金の減少額7,390百万円及び普通社債の償還による減少額15,000百万円等の減少要因を上回ったことにより、32,662百万円の収入となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、A T M購入等の有形固定資産の取得による支出10,443百万円等により、11,664百万円の支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金7,686百万円の支払いにより、7,686百万円の支出となりました。

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
営業活動による キャッシュ・フロー	54,523	32,662	△21,860
投資活動による キャッシュ・フロー	△43,307	△11,664	31,642
財務活動による キャッシュ・フロー	1,303	△7,686	△8,989
現金及び現金同等物の 期末残高	267,277	280,589	13,312

(3) 国内業務部門収支

当事業年度の資金運用収支は前事業年度比28百万円減少し△1,880百万円、役務取引等収支は同5,414百万円増加し79,557百万円、その他業務収支は同40百万円増加し△61百万円となりました。

種類	期別	金額（百万円）
資金運用収支	前事業年度	△1,852
	当事業年度	△1,880
うち資金運用収益	前事業年度	893
	当事業年度	878
うち資金調達費用	前事業年度	2,746
	当事業年度	2,759
役務取引等収支	前事業年度	74,143
	当事業年度	79,557
うち役務取引等収益	前事業年度	82,471
	当事業年度	88,741
うち役務取引等費用	前事業年度	8,328
	当事業年度	9,183
その他業務収支	前事業年度	△102
	当事業年度	△61
うちその他業務収益	前事業年度	23
	当事業年度	19
うちその他業務費用	前事業年度	126
	当事業年度	80

(注) 国際業務部門の収支はありません。また、特定取引収支はありません。

(4) 国内業務部門資金運用／調達状況

当事業年度の資産運用勘定平均残高は前事業年度比2,282百万円減少し157,968百万円、利息は同15百万円減少し878百万円、利回りは同0.00%減少し0.55%となりました。また、資金調達勘定平均残高は同18,209百万円増加し429,407百万円、利息は同12百万円増加し2,759百万円、利回りは同0.02%減少し0.64%となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	(%)
資金運用勘定	前事業年度	160,251	893	0.55
	当事業年度	157,968	878	0.55
うち有価証券	前事業年度	87,620	532	0.60
	当事業年度	106,918	587	0.54
うちコールローン	前事業年度	57,694	331	0.57
	当事業年度	42,432	277	0.65
うち預け金 (除く無利息分)	前事業年度	14,936	29	0.20
	当事業年度	8,617	13	0.15
資金調達勘定	前事業年度	411,198	2,746	0.66
	当事業年度	429,407	2,759	0.64
うち預金	前事業年度	181,634	432	0.23
	当事業年度	203,580	489	0.24
うち譲渡性預金	前事業年度	80,041	535	0.66
	当事業年度	67,799	490	0.72
うちコールマネー	前事業年度	6,046	37	0.61
	当事業年度	17,355	62	0.35
うち借入金	前事業年度	68,475	684	0.99
	当事業年度	70,480	705	1.00
うち社債	前事業年度	75,000	1,057	1.41
	当事業年度	70,191	1,011	1.44

(注) 1. 平均残高は日々の残高の平均に基づいて算出しております。  
2. 国際業務部門の資金運用勘定・資金調達勘定はありません。

(5) 国内業務部門役務取引の状況

当事業年度の役務取引等収益は、A T M関連業務85,554百万円及び為替業務527百万円等により合計で前事業年度比6,269百万円増加し88,741百万円となりました。役務取引等費用は、支払為替手数料を含めて同855百万円増加し9,183百万円となりました。

種類	期別	金額 (百万円)
役務取引等収益	前事業年度	82,471
	当事業年度	88,741
うち預金業務	前事業年度	45
	当事業年度	51
うち為替業務	前事業年度	477
	当事業年度	527
うちA T M関連業務	前事業年度	80,192
	当事業年度	85,554
役務取引等費用	前事業年度	8,328
	当事業年度	9,183
うち為替業務	前事業年度	200
	当事業年度	232
うちA T M関連業務	前事業年度	8,102
	当事業年度	8,892

(注) 国際業務部門の役務取引はありません。

(6) 国内業務部門預金残高の状況

○預金の種類別残高 (未残)

種類	期別	金額 (百万円)
預金合計	前事業年度	170,548
	当事業年度	188,111
うち流動性預金	前事業年度	137,162
	当事業年度	136,073
うち定期性預金	前事業年度	33,204
	当事業年度	51,795
うちその他	前事業年度	182
	当事業年度	242
譲渡性預金	前事業年度	48,590
	当事業年度	41,200
総合計	前事業年度	219,138
	当事業年度	229,311

(注) 1. 国際業務部門の預金期末残高はありません。

2. 流動性預金 = 普通預金

3. 定期性預金 = 定期預金

(7) 国内業務部門貸出金残高の状況

該当事項はありません。

(8) 国内業務部門有価証券の状況

○有価証券残高（末残）

種類	期別	金額（百万円）
国債	前事業年度	97,555
	当事業年度	86,593
地方債	前事業年度	—
	当事業年度	—
短期社債	前事業年度	—
	当事業年度	—
社債	前事業年度	—
	当事業年度	—
株式	前事業年度	294
	当事業年度	2,294
その他の証券	前事業年度	—
	当事業年度	—
合計	前事業年度	97,849
	当事業年度	88,887

（注）国際業務部門の有価証券期末残高はありません。



(参考) 当社の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

## 1. 損益状況 (単体)

### (1) 損益の概要

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B)-(A)
業務粗利益	72,188	77,615	5,427
経費 (除く臨時処理分)	47,377	48,891	1,513
人件費	3,419	3,943	523
物件費	40,744	41,715	970
税金	3,213	3,232	19
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	24,811	28,724	3,913
のれん償却額	—	—	—
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	24,811	28,724	3,913
一般貸倒引当金繰入額	—	—	—
業務純益	24,811	28,724	3,913
うち債券関係損益	△118	△74	43
臨時損益	△160	26	187
株式関係損益	—	—	—
不良債権処理損失	—	8	8
貸出金償却	—	—	—
個別貸倒引当金繰入額	—	8	8
その他の債権売却損等	—	—	—
その他臨時損益	△160	34	195
経常利益	24,650	28,751	4,100
特別損益	△1,306	△14	1,291
うち固定資産処分損益	△99	△41	57
税引前当期純利益	23,343	28,736	5,392
法人税、住民税及び事業税	8,736	11,712	2,975
法人税等調整額	777	36	△741
法人税等合計	—	11,748	—
当期純利益	13,830	16,988	3,157

- (注) 1. 業務粗利益＝資金運用収支＋役員取引等収支＋その他業務収支  
2. 業務純益＝業務粗利益－経費 (除く臨時処理分) －一般貸倒引当金繰入額  
3. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。  
4. 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却  
5. 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

## (2) 営業経費の内訳

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B)-(A)
給与・手当	3,293	3,759	466
退職給付費用	128	183	55
福利厚生費	61	69	8
減価償却費	11,491	15,402	3,911
土地建物機械賃借料	4,725	2,885	△1,840
営繕費	622	140	△482
消耗品費	15	2	△13
給水光熱費	108	118	10
旅費	123	166	42
通信費	2,707	2,930	222
広告宣伝費	1,668	1,361	△307
諸会費・寄付金・交際費	24	22	△1
租税公課	3,213	3,232	19
業務委託費	13,712	13,927	215
保守管理費	3,402	3,515	113
その他	2,081	1,171	△909
計	47,379	48,891	1,512

(注) 損益計算書中「営業経費」の内訳であります。

## 2. 利鞘 (単体)

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減 (%) (B)-(A)
(1) 資金運用利回 ①	0.55	0.55	△0.00
(イ) 貸出金利回	—	—	—
(ロ) 有価証券利回	0.60	0.54	△0.05
(2) 資金調達原価 ②	12.19	12.02	△0.16
(イ) 預金等利回	0.36	0.36	△0.00
(ロ) 外部負債利回	0.98	0.88	△0.09
(3) 総資金利鞘 ①-②	△11.63	△11.47	0.16

(注) 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

### 3. ROE (単体)

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減 (%) (B)-(A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	30.30	28.65	△1.65
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	30.30	28.65	△1.65
業務純益ベース	30.30	28.65	△1.65
当期純利益ベース	16.89	16.94	0.05

### 4. 預金・貸出金の状況 (単体)

#### (1) 預金・貸出金の残高

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B)-(A)
預金 (末残)	170,548	188,111	17,562
預金 (平残)	181,634	203,580	21,945
貸出金 (末残)	—	—	—
貸出金 (平残)	—	—	—

(注) 譲渡性預金を除いております。

#### (2) 個人・法人別預金残高 (国内)

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B)-(A)
個人	92,452	113,611	21,158
法人	78,096	74,500	△3,595
合計	170,548	188,111	17,562

(注) 譲渡性預金を除いております。

#### (3) 消費者ローン残高

該当事項はありません。

#### (4) 中小企業等貸出金

該当事項はありません。

### 5. 債務の保証 (支払承諾) の状況 (単体)

該当事項はありません。

6. 内国為替の状況（単体）

区分		前事業年度		当事業年度	
		口数（千口）	金額（百万円）	口数（千口）	金額（百万円）
送金為替	各地へ向けた分	1,991	5,316,085	2,319	9,315,362
	各地より受けた分	1,854	2,447,148	1,976	2,198,199
代金取立	各地へ向けた分	—	—	—	—
	各地より受けた分	—	—	—	—

7. 外国為替の状況（単体）

該当事項はありません。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、単体ベースについて算出しております。

なお、当社は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成20年3月31日	平成21年3月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	30,500	30,500
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	30,500	30,500
	その他資本剰余金	1,239	1,239
	利益準備金	—	—
	その他利益剰余金	26,755	36,057
	その他	—	—
	自己株式（△）	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	5,124	3,416
	その他有価証券の評価差損（△）	19	—
	新株予約権	—	48
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 （上記各項目の合計額）	83,850	94,929
	繰延税金資産の控除金額（△）	—	—
	計 (A)	83,850	94,929
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	—	—	
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—	

項目		平成20年3月31日	平成21年3月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	67	57
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務（注2）	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	—	—
	計	67	57
	うち自己資本への算入額 (B)	67	57
控除項目	控除項目（注4） (C)	—	2,000
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	83,918	92,986
リスク・ アセット等	資産（オン・バランス）項目	55,074	55,921
	オフ・バランス取引等項目	30	5
	信用リスク・アセットの額 (E)	55,104	55,926
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (F) (G) / 8%	136,069	150,452
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	10,885	12,036
	計 (E) + (F) (H)	191,173	206,378
単体自己資本比率（国内基準） = (D) / (H) × 100 (%)		43.89	45.05
(参考) Tier 1 比率 = (A) / (H) × 100 (%)		43.86	45.99

- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

## (資産の査定)

### (参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当社の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

#### 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

#### 2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

#### 3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

#### 4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

### 資産の査定額

債権の区分	平成20年3月31日	平成21年3月31日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危険債権	—	—
要管理債権	—	—
正常債権	53,400	54,428

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

## 3 【対処すべき課題】

景気低迷による所得・個人消費の減少、グループ内へのATM設置や金融機関との提携一巡等から、今後、ATM台数及び利用件数の伸びの鈍化、ATM受入手数料単価の低下等が予想されます。

こうした中、当社では、ATM事業の強化とメリハリある投資等によるコストコントロールの徹底が課題となると認識しております。この課題に対する具体的な取組みは以下のとおりであります。当社ではこうした取組みを通じてATMサービス及び金融サービスの両面において、新たな価値を創造し、厚みのある収益構造を実現することにより、堅実にさらなる発展を続けていけるよう努力してまいります。

### (1) ATMサービスの強化

ATMサービスについては、引き続きグループ内外へのATM設置を推進してまいります。グループ内では、お客さまをお待たせしないように、利用件数の多いATMが設置されたセブン-イレブン店舗へのATMの増設をさらに進め、グループ外では、お客さまのニーズと投資効率のバランスを取りながら、駅やサービスエリア、商業施設等への設置を進めるとともに、他金融機関ATMの運営・管理一括受託等にも積極的に取り組んでまいります。また、お客さまにより安心してご利用いただけるよう、ICカード対応先、暗証番号変更サービス等対応先の拡大に努める等、サービスの充実も図ってまいります。

### (2) 金融サービスの強化

金融サービスについては、お客さまのニーズを踏まえつつ、ビジネスの広がりを目指してまいります。「みんなの銀行窓口。」として展開している有人店舗では、代理・取次ぎ業務の取扱先、取扱商品の拡充を図るとともに、お客さまとの接点を拡大しつつコンサルティング機能を強化し、お客さまにとって価値ある商品を提供できるよう努めてまいります。また、「みんなのマナーサイト。」についても、商品の拡充により来訪者数の増加を図ってまいります。



## 4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼすおそれがあると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスクに該当しない事項についても、投資者の投資判断上重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当社の事業その他に関するリスクは、これらのものに限られるものではなく、当社の認識していないリスクを含め、これら以外のリスクが無いという保証はありません。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

### 1. 事業戦略上のリスク

#### (1) A T M事業

当社の収入は、A T M事業に大きく依存しております。お客さまの利便性、安心感の向上を実現するためA T M設置台数の増加・設置密度の向上及びセキュリティの強化等を推進しておりますが、A T M事業のビジネスモデルを脅かす以下のような変化があった場合、当社の業績及び財政状態に影響が及ぶおそれがあります。

##### ① 現金に代替する決済の普及

現在のところA T M利用件数は増加を続けておりますが、将来、クレジットカードや電子マネー等、現金に代替し得る決済手段の普及が進むと、A T M利用件数が減少し、当社の業績に影響が及ぶおそれがあります。

##### ② A T Mサービスに関する競争の激化

当社は、セブン&アイH L D G S. グループ（以下「7 & i グループ」という）以外のコンビニエンスストア等に対してA T Mを設置する会社等との間では競合関係にあります。また、国内最大のA T Mネットワークを有する株式会社ゆうちょ銀行とは業務提携関係にあるものの、同行が民営化に伴いA T M展開を積極化する場合には、当社との競合関係が拡大するおそれがあります。

現在のところA T M利用件数は増加を続けておりますが、将来、これらの会社との競争が激化し、当社A T M利用者の減少又はA T M受入手数料の低下等が生じる場合、当社の業績に影響が及ぶおそれがあります。

##### ③ 経済条件の変更

当社が提携先から受け取るA T M受入手数料は、双方の事業にとって合理的と判断される水準に定めておりますが、将来に亘って手数料水準が変わらない保証はなく、A T M受入手数料の水準が引き下げられた場合又はA T M受入手数料の水準が折り合わず提携関係が解消された場合、当社の業績及び財政状態に影響が及ぶおそれがあります。

##### ④ A T M設置場所確保の環境悪化

当社は7 & i グループの各店舗を中心としてA T M設置場所を安定的に確保、拡大しておりますが、将来、A T M設置場所の確保、拡大に支障を来す場合、当社の業績に影響が及ぶおそれがあります。

#### ⑤ 貸金業法改正の影響

貸金業者は、平成18年12月に公布された改正貸金業法の完全施行に向けて貸出残高の圧縮に努めております。当社提携先にはこれらの貸金業者も含まれており、貸出抑制等の進展に伴い貸金業者のお客さまによる当社A T Mの利用が大幅に減少した場合には、当社のA T M受入手数料収入の減少等により、当社の業績に影響が及ぶおそれがあります。

#### ⑥ 金利上昇リスク

当社では、A T M事業を行うために必要な現金を、預金の他、借入や社債等により調達しておりますが、これらの資金調達コストは市場の金利動向に影響を受けております。

当社では、金利変動の影響を小さくするため長期固定金利での調達を進める等、相応の対策を講じておりますが、大幅な金利変動により予期せぬ資金調達コストの上昇が生じた場合には、当社の業績及び財政状態に影響が及ぶおそれがあります。

### (2) 金融サービス事業

当社は、普通預金のほか個人向け定期預金や有人店舗「みんなの銀行窓口。」、インターネットホームページ「みんなのマネーサイト。」において代理・取次ぎ業務を開始しておりますが、これらのサービスが順調に拡大する保証はありません。

また、金融サービス事業拡大のために、現在取り扱っていない他の金融サービスの提供等、新規事業を開始する可能性があります。これらの成功する保証はありません。また、新規事業の展開に際し、子会社設立や他社との資本提携を実施する可能性があります。仮に当社を頂点とする企業グループとして事業を展開することになった場合、当社は、単独会社としての事業経験しかないため、グループ経営に失敗するおそれもあり、当社の業績及び財政状態に影響が及ぶおそれがあります。

## 2. リスク管理体制

当社は、取締役会により決定される「リスク管理の基本方針」により、全社的なリスク管理方針、各種リスクの基本方針及びリスク管理組織・体制を定め、経営に係る各種リスクを認識し、適切に管理しております。また、リスクに関する経営会議の諮問機関として「リスク管理委員会」を設置し、全社的なリスク管理統括部署としてリスク統括部を設置するとともに各種リスクの管理統括部署を設置し、適切なリスク管理を実践してまいります。

このように、当社はリスク管理の観点から必要十分な体制を構築し、リスク管理を実践しておりますが、様々なリスクの全てに対応できる保証はなく、各種リスクに対する十分な対応ができない場合には、当社の業績及び財政状態に影響が及ぶおそれがあります。

### 3. システム障害

当社では、システムリスク管理についての基本的な考え方を「システムリスク管理規程」として定め、規程に基づきシステム開発・運用を行うことで、効率的な開発・品質向上及び安定運用を実現できるよう努めております。また常時2センターが稼働するシステム構成の採用、サーバ・ネットワーク機器の冗長化、24時間365日の運用監視等、システム障害への対策を実施するとともに、重要度に応じたファイル・プログラム等のバックアップを行い、不測の事態に備え隔地保管を実施しております。また、サーバ等アクセス管理の徹底、ファイアウォール等による当社システムへの侵入防止、お客さま取引データの暗号化及びウイルスチェックプログラムの導入等細心の注意をもって情報管理を行っております。加えて、お客さまに安心して当社のサービスをご利用いただけるように、災害等の不測の事態に備え、業務継続態勢の基本方針の下、危機管理マニュアル及び業務継続計画を策定し、定期的にバックアップセンターの稼働訓練を実施する等の態勢を整えております。

この結果、現在まで大規模なシステムトラブル等の発生はなく、広範囲又は長時間に亘り金融サービスが停止したこともありません。しかし、自然災害、停電、ネットワーク障害、コンピュータウイルス等による障害又は人為的なミスによるシステム機能停止等の危険性を完全に排除することはできず、その場合には、当社の業績に影響が及ぶおそれがあります。

### 4. 外部委託先との関係悪化等

当社は、ATM装填現金の交換や各種システムの開発・運用のほか、ATMの保守・管理、コールセンター業務等の重要な業務を外部委託しております。また、預金口座開設に係る業務のうち、キャッシュカード発行・郵送業務等も外部委託しております。

現在、これらの外部委託先との関係は良好ですが、外部委託先の事業環境悪化等により委託手数料が高騰した場合や何らかの事情により外部委託先のサービス提供が困難になった場合等には、当社の業績に影響が及ぶおそれがあります。

### 5. 7 & i グループとの関係

当社は、親会社である7 & i グループ各社の店舗にATMを設置することでATM事業を展開しており、以下のリスクを認識しております。

#### (1) ATM設置に係る契約条件の変動

当社は、7 & i グループ各社に対してATM設置手数料を支払っておりますが、手数料条件が将来に亘って不変である保証はなく、条件の大幅な変動により当社の業績に影響が及ぶおそれがあります。

#### (2) 7 & i グループに対するATM設置の依存度について

当社ATMはセブン-イレブン店舗を中心にその大半が7 & i グループ店舗内に設置されております。従って、セブン-イレブン店舗内にATMを設置し続けることが困難になった場合や7 & i グループ店舗の来店客が著しく減少した場合には、当社の業績に影響が及ぶおそれがあります。

### (3) 当社の独立性

当社は、7 & i グループと事業上の協力関係にあり、人材交流を実施しておりますが、事業戦略、人事政策、資本政策等は、全て当社が独立して主体的に検討の上、決定しております。

しかし、7 & i グループは、今後も引き続き大株主であり続けるものと想定され、当社の方針決定に何らかの影響を与えないという保証はありません。

## 6. 金融犯罪への対応

当社は、A T Mを中心とした非対面取引を基本とした銀行として、その特殊性を認識し、口座開設時の本人確認を厳正に行っております。また、口座利用状況を随時監視し、当社口座の金融犯罪利用を未然に防止するよう努めるとともに、お客さまの保護に注力しております。しかし、犯罪手口の急激な多様化により一時的に対策が追いつかない場合には、風評の悪化等により社会的評価や業績に影響が及ぶおそれがあります。

## 7. 訴訟

現在までのところ、重大な訴訟は発生しておりません。また、主に予防法務に重点を置き、弁護士等の専門家等と連携を取りながら、リスクの極小化に努めております。しかし、将来に亘って法令違反や不完全な契約締結といった法律上の問題を原因として、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす訴訟や係争が発生しない保証はありません。

## 8. 法律改正等の影響について

当社は現行の法令・規則等に従い業務を遂行しておりますが、将来の法令改正等の内容及びその影響を予測しコントロールすることは困難であり、将来に亘り当社の事業計画を想定どおり遂行できる保証はありません。

## 9. 監督官庁の規制等

当社は、銀行法第4条第1項の規定に基づき、銀行業を営むことについての免許（免許書番号金監第1812号）の交付を受け、預金、為替業務をはじめとした種々の業務を営んでおります。ただし、銀行法第4条第4項の規定（注）に基づき当社の免許には一定の条件が付されており、今後、貸付等の新たな業務を行う場合には、改めて、監督官庁の長たる金融庁長官の承認が必要となります。

したがって、承認申請の進捗状況によっては、当社の事業計画どおりに新規事業を展開できないおそれがあり、当社の業績に影響が及ぶおそれがあります。

また、銀行業については、銀行法第26条及び第27条において、業務の停止等及び免許の取消等の要件が定められており、当該条文に定める要件に該当した場合、業務の停止及び免許の取消を命じられるおそれがあります。

現時点で、当社はこれらの事由に該当する事実はないと認識しておりますが、将来、何らかの事由により業務の停止及び免許の取消等があった場合には、当社の事業活動に支障をきたすおそれがあります。

（注） 銀行法第4条第4項：内閣総理大臣は、前二項の規定による審査の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要の限度において、第一項の免許に条件を付し、及びこれを変更することができる。

## 10. 個人情報漏洩

当社は、銀行業務を行うに際して、多数の個人情報をはじめとするお客さまの情報を保有しております。当社は、「個人情報の保護に関する法律」に定められる個人情報取扱事業者として同法に基づき個人情報の利用目的の公表又は通知、個人データの安全管理、本人からの保有個人データの開示請求等には十分留意し、その旨を「個人情報管理規程」に定め社内に周知徹底しております。さらに外部委託先との間で個人情報の取扱いに関する覚書を締結し、厳格な管理を徹底しておりますが、大規模な情報漏洩等によりお客さま等に甚大な被害を及ぼす事態が生じた場合には、監督官庁からの命令、罰則等の適用を受けるほか、当社への損害賠償請求や風評の悪化等により、当社の業績及び財政状態に影響が及ぶおそれがあります。

## 11. 格付け低下等に伴う資金流動性等の悪化のリスク

現在、当社は、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスから発行体格付けとして、長期「A A -」、短期「A - 1 +」、アウトルック「ネガティブ」及び銀行基礎信用力格付け「B」を得ているほか、株式会社格付投資情報センターから発行体格付け「A A」（格付けの方向性は「安定的」）を得ております。

しかし、この格付けが将来に亘って維持できる保証はなく、引下げがあった場合には当社の資本・資金調達に悪影響を及ぼすおそれがあります。

## 12. 人材の確保

当社では、ATM事業を中心とした業容の継続的な拡大に加え、新たな事業開拓のために、必要とされる人材を確保することが、事業戦略上必要であると考えております。

当社は、人材採用に関して、他の金融機関のみならず、インターネットサービス関連企業やシステム関連企業と競合関係にあるために、必要とされる人材を継続的に採用し定着を図ることができない場合には、当社の経営成績や今後の事業展開に影響が及ぶおそれがあります。

## 13. 風評等

当社では、「レピュテーションリスク管理規程」を定め、当該規程において、認識すべきレピュテーションリスクの範囲を以下のとおり定めております。

- ① お客さまやマーケット、インターネットや電子メール等における風評、風説（以下、「風評等」という）
- ② マスコミの不正確又は不十分な報道等によって発生する風評等
- ③ システム障害、個人情報漏洩、事務ミス等の当社で発生した事故又は経営の根幹に関わる問題等に対する当社の不適切な対応に起因する外部からのネガティブな評価
- ④ ATM提携金融機関、外部委託先及びその他の取引先等に関する風評等

これらのレピュテーションリスクに対し、事実に基づき的確かつ緊急に対応することを基本方針とし、当社に損害をもたらし得る風評等を発生させないように留意し、上記事象が発生した場合には社内外への適切な対応を実施することで損害発生を最小限にとどめることができるよう体制を整備しております。

しかし、当社は、提携先や外部委託先も多く、必ずしも当社に責めがない場合においても様々なトラブルに巻き込まれるおそれがあり、その結果として当社の風評に影響が及ぶおそれがあります。

## 5 【経営上の重要な契約等】

### (1) 基本契約

会社名	契約内容	契約期間	手数料
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	同社の主宰するセブン-イレブンコンビニエンスストアに対する当社のATM設置及び管理業務に関する契約	契約締結日（平成13年5月7日）から5年間とし、期間満了日の6ヶ月前までに双方の書面による契約終了の意思表示のない限り、自動的に5年間更新されることになっており、現在自動更新期間中であります。	ATM設置支払手数料として、ATM1台毎の月額固定手数料と金融取引1件毎の従量手数料を支払っております。
株式会社イトーヨーカ堂	同社の店舗等への当社のATM設置及び管理業務に関する契約	契約締結日（平成13年7月24日）から1年間とし、期間満了日の2ヶ月前までに双方いずれからも更新拒絶の意思表示のない限り、自動的に1年間更新されることになっており、現在自動更新期間中であります。	ATM設置支払手数料として、ATM1台毎の月額固定手数料と金融取引1件毎の従量手数料を支払っております。

### (2) 業務提携契約

当社は、「現金自動預入支払機に関する契約書」を金融機関と締結し業務提携を行っております。当該契約に基づき、当社は、提携金融機関に代わって、提携金融機関のお客さまに、当社ATMを介した出金、入金及び残高照会等のサービスを提供しております。

当社は、ATMを利用した本サービス（残高照会を除く）の対価として、提携先金融機関からATM受入手数料を受け取っております。当社損益計算書上、当該ATM受入手数料は経常収益中の役務取引等収益に計上されており、当社の主要な収益源となっております。なお、提携先金融機関のうち、当社が各地域で現金準備等を依頼している提携先には、ATM支払手数料を支払っております。

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7 【財政状態及び経営成績の分析】

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づき作成しております。この財務諸表の作成に当たっては、「第5 経理の状況」中、1 「(1) 財務諸表」の「重要な会計方針」に則り見積り及び判断を行っております。

### (2) 経営成績の分析

当事業年度は、A T M受入手数料等の増加により役務取引等収支が前事業年度比5,414百万円増加したことを主因に、業務粗利益が5,427百万円増加し77,615百万円となりました。この業務粗利益に、営業経費等を加減算した経常利益は、同4,100百万円増益の28,751百万円となりました。また、経常利益に特別損益及び法人税等を加減算した当期純利益は、同3,157百万円増益の16,988百万円となりました。

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	72,188	77,615	5,427
資金運用収支	△1,852	△1,880	△28
役務取引等収支	74,143	79,557	5,414
その他業務収支	△102	△61	40
営業経費	47,379	48,891	1,512
一般貸倒引当金繰入額	—	—	—
その他の損益	△158	26	185
経常利益	24,650	28,751	4,100
特別損益	△1,306	△14	1,291
税引前当期純利益	23,343	28,736	5,392
法人税等合計	9,513	11,748	2,234
当期純利益	13,830	16,988	3,157

(注) 業務粗利益 = (資金運用収益 - 資金調達費用) + (役務取引等収益 - 役務取引等費用)  
+ (その他業務収益 - その他業務費用)

#### ① 資金運用収支

コールローン利息の減少等により資金運用収益が減少したのに加え、預金利息の増加等により資金調達費用が増加したことにより、前事業年度比28百万円減少して△1,880百万円となりました。

#### ② 役務取引等収支

A T M期間総利用件数は、前事業年度比56百万件増加し555百万件となりました。この件数の増加に伴い、A T M受入手数料収入が増加したことを主因として、同5,414百万円増加して79,557百万円となりました。

③ その他業務収支

国債等債券償還損の減少等により、前事業年度比40百万円増加して△61百万円となりました。

④ 営業経費

営業経費については、厳格なコスト・コントロールを行う一方、A T M事業に対する積極的な投資により減価償却費を中心に物件費が増加したことから、前事業年度比1,512百万円増加して48,891百万円となりました。

⑤ その他の損益

前事業年度に計上した株式交付費及び株式上場に係る費用の減少等により、前事業年度比185百万円増加して26百万円となりました。

⑥ 特別損益

前事業年度に計上した第2世代A T Mへの更新に伴う損失が減少した結果、前事業年度比1,291百万円増加して△14百万円となりました。

(3) 財政状態の分析

当事業年度の総資産は前事業年度比5,223百万円増加し493,360百万円、負債は同4,195百万円減少し394,966百万円、純資産は同9,418百万円増加し98,393百万円となりました。

	前事業年度末 (百万円) (A)	当事業年度末 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
総資産	488,137	493,360	5,223
負債	399,162	394,966	△4,195
純資産	88,974	98,393	9,418

① 貸出金

貸出金は発生していないので、リスク管理債権の残高はありません。

(参考) 金融再生法開示債権の状況

金融再生法開示債権は、前事業年度末比1,028百万円増加して54,428百万円となりました。債権区分毎の残高は以下の通りであります。正常債権として区分計上されている債権は貸借対照表上において未収利息及びA T M仮払金等として計上されているものであり、A T M仮払金は提携金融機関との契約に基づく各々の金融機関のお客さまに対する払出金の事業年度末残高であります。

債権の区分	前事業年度末 (百万円) (A)	当事業年度末 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—	—
危険債権	—	—	—
要管理債権	—	—	—
正常債権	53,400	54,428	1,028
合計	53,400	54,428	1,028

(注) 上記は金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づくものであります。



## ② 有価証券

商品有価証券は保有しておりません。

有価証券残高は前事業年度末比8,961百万円減少して88,887百万円となりました。有価証券のうち国債は為替決済及び日本銀行当座貸越取引の担保目的で取得したものであります。

	前事業年度末 (百万円) (A)	当事業年度末 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
国債	97,555	86,593	△10,961
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
株式	294	2,294	2,000
その他の証券	—	—	—
うち外国債券	—	—	—
外国株式	—	—	—
合計	97,849	88,887	△8,961

(注) 国際業務部門の有価証券期末残高はありません。

## ③ 預金

預金は、個人の流動性預金及び定期性預金が増加したこと等により、前事業年度末比10,172百万円増加して229,311百万円となりました。

	前事業年度末 (百万円) (A)	当事業年度末 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
流動性預金	137,162	136,073	△1,088
うち個人預金	66,834	76,380	9,546
うち法人預金	70,327	59,692	△10,634
定期性預金	33,204	51,795	18,590
うち個人預金	25,609	37,222	11,612
うち法人預金	7,595	14,573	6,978
その他の預金	182	242	60
譲渡性預金	48,590	41,200	△7,390
合計	219,138	229,311	10,172

(注) 1. 国際業務部門の預金期末残高はありません。

2. 流動性預金＝普通預金

3. 定期性預金＝定期預金

## ④ 純資産の部

純資産の部合計は、98,393百万円となりました。

このうち株主資本は、98,296百万円となりました。内訳は、資本金30,500百万円、資本剰余金31,739百万円、利益剰余金36,057百万円となっております。

また、評価・換算差額等合計は、48百万円となりました。内訳は、その他有価証券評価差額金48百万円となっております。

(4) 自己資本比率（国内基準）

自己資本額は、前事業年度末比9,068百万円増加して92,986百万円となりました。これは、当期純利益の計上による利益剰余金の増加が主な要因であります。

リスク・アセット等は同15,205百万円増加して206,378百万円となりました。これは、オペレーショナル・リスク相当額を8％で除して得た額が14,383百万円増加したことによるものであります。

これらの結果、単体自己資本比率（国内基準）は同1.16％上昇して45.05％となりました。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当事業年度は総額14,169百万円の設備投資を実施いたしました。平成20年3月期に引き続き、第2世代ATMへの更新を積極的に進め、平成20年9月に更新を完了いたしました。この他、ATM事業基盤強化の一環としてのソフトウェア開発等を行っております。

#### 2 【主要な設備の状況】

当事業年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

平成21年3月31日現在

店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	リース資産	合計	従業員数(人)
			面積(m <sup>2</sup> )	帳簿価額(百万円)					
本店	東京都千代田区	店舗	—	—	334	62	—	396	192
横浜事務センター他	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	事務センター他	—	—	55	256	—	312	52
コールセンター(東京)	東京都墨田区	コールセンター	—	—	102	120	—	222	19
コールセンター(大阪)	大阪府豊中市	コールセンター	—	—	82	142	—	225	23
本店出張所	千葉県千葉市中央区他	店舗	—	—	65	21	—	86	18
ATM	東京都千代田区他	ATM	—	—	—	14,282	—	14,282	—
本店他	東京都千代田区他	ソフトウェア	—	—	—	13,157	—	13,157	—

- (注) 1. 金額には消費税等を含んでおりません。  
 2. 建物(建物附属設備を除く)は全て賃借であり、年間賃借料は746百万円であります。  
 3. 帳簿価額には、建設仮勘定の金額を含んでおりません。  
 4. 現在休止中の設備はありません。  
 5. 上記の他、リース契約による主な賃借設備は、次のとおりであります。

店舗名その他	所在地	設備の内容	従業員数(人)	年間リース料(百万円)
ATM	東京都千代田区他	ATM	—	1,737
本店他	東京都千代田区他	勘定系システム機器	—	362

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

当事業年度末において計画中的である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

#### (1) 新設、改修

店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定年月
				総額	既支払額			
A T M	東京都 千代田区他	新設	A T M	1,810	—	自己資金	平成21年4月	平成22年3月
本店他	東京都 千代田区他	新設	A T Mソフトウェア	2,138	—	自己資金	平成21年5月	平成24年11月
本店他	東京都 千代田区他	新設	A T M現金管理 ソフトウェア	1,000	—	自己資金	平成21年5月	平成24年11月
本店他	東京都 千代田区他	更改	A T M取引中継 システム	2,157	—	自己資金	平成21年3月	平成24年6月

(注) 上記の金額には消費税及び地方消費税を含んでおりません。

#### (2) 除却

記載すべき重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,880,000
計	4,880,000

##### ② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成21年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年6月18日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,220,000	1,220,000	ジャスダック 証券取引所	完全議決権株式であり、株主 としての権利内容に制限のな い、標準となる株式。 単元株制度は採用しておりま せん。
計	1,220,000	1,220,000	—	—

## (2) 【新株予約権等の状況】

(イ)平成20年6月18日第7回定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	184	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 (完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式。単元株制度は採用していない)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	184	同左
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。	同左
新株予約権の行使期間	平成20年8月13日から 平成50年8月12日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり236,480円 資本組入額 1株当たり118,240円	同左
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。 2. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記3の契約に定めるところによる。 3. その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という)の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 1. 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 2. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。	同左

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
	<p>3. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の行使価額に、新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>5. 新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>6. 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>7. 新株予約権の行使の条件 「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。</p> <p>8. 再編成対象会社による新株予約権の取得事由 以下に準じて決定する。  (1) 当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」欄の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。  (2) 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。  ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案  ② 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案  ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案  (3) 新株予約権者が新株予約権割当て契約の条項に違反した場合当社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p>	同左

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という）は、1株とします。  
2. 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」という）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端株は切捨てるものとします。

## (ロ)平成20年6月18日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	21	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 (完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式。単元株制度は採用していない)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	21	同左
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。	同左
新株予約権の行使期間	平成20年8月13日から 平成50年8月12日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり236,480円 資本組入額 1株当たり118,240円	同左
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権者は、執行役員の地位を喪失した日(新株予約権者が当社の取締役役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日)の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。 2. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記3の契約に定めるところによる。 3. その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という)の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 1. 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 2. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。	同左



	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
	<p>3. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の行使価額に、新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>5. 新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>6. 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>7. 新株予約権の行使の条件 「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。</p> <p>8. 再編成対象会社による新株予約権の取得事由 以下に準じて決定する。  (1) 当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件」欄の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合新株予約権を無償で取得することができるものとする。  (2) 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。  ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案  ② 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案  ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案  (3) 新株予約権者が新株予約権割当て契約の条項に違反した場合当社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p>	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下、「付与株式数」という)は、1株とします。

2. 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端株は切捨てるものとします。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成18年9月1日(注)	—	1,220,000	△30,500	30,500	30,500	30,500

(注) 資本金61,000百万円の半分を減資し、資本準備金に振替えております。

(5) 【所有者別状況】

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	52	32	172	276	16	20,313	20,861	—
所有株式数 (株)	—	257,089	5,457	673,238	198,824	86	85,306	1,220,000	—
所有株式数 の割合(%)	—	21.07	0.44	55.18	16.29	0.00	6.99	100.00	—

## (6) 【大株主の状況】

平成21年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有 株式数(株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8-8	303,639	24.88
株式会社イトーヨーカ堂	東京都千代田区二番町8-8	196,961	16.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	56,310	4.61
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日2-18-2	52,400	4.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	37,674	3.08
株式会社ライフフーズ	福島県郡山市富久山町久保田字古町48-1	30,000	2.45
ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレ ート銀行兜町証券決済業務室)	P.O. BOX 351, Boston Massachusetts 02101, U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	23,313	1.91
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1-1-2	15,000	1.22
第一生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀 行株式会社)	東京都千代田区有楽町1-13-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	15,000	1.22
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オム ニバス アカウント (常任代理人 株式会社みずほコーポレ ート銀行兜町証券決済業務室)	Woolgate House, Coleman Street London EC2P 2HD, England (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	12,031	0.98
計	—	742,328	60.84

(注) 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 55,794株

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 37,656株

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,220,000	1,220,000	株主としての権利内容に制限のない、 標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,220,000	—	—
総株主の議決権	—	1,220,000	—

## ② 【自己株式等】

該当事項はありません。

## (8) 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	平成20年6月18日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 (イ)平成20年6月18日第7回定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議」に記載
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成20年6月18日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社執行役員 3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 (ロ)平成20年6月18日取締役会決議」に記載
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】  
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】  
該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つと位置づけ、剰余金の配当については、株主への適正な利益還元の観点から、内部留保とのバランスを勘案しつつ、現金による継続的な安定配当を実現できるよう努力することを基本方針としております。配当性向については年間35%を目標とし、配当回数については年2回（中間配当及び期末配当）を基本方針としております。なお、当社は会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の1株当たりの配当金は、業績を踏まえ、中間配当2,100円に期末配当2,800円を加えた年間4,900円としております。

内部留保資金については、運転資金としてのATM装填現金や設備投資資金に充当することとしております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
平成20年11月6日取締役会決議	2,562	2,100
平成21年5月29日取締役会決議	3,416	2,800

#### 4 【株価の推移】

##### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
最高(円)	—	—	—	228,000	364,000
最低(円)	—	—	—	161,000	187,000

(注) 1. 株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

2. 当社株式は、平成20年2月29日からジャスダック証券取引所に上場されております。それ以前については、該当事項はありません。

##### (2) 【最近6ヶ月間の月別最高・最低株価】

月別	平成20年10月	11月	12月	平成21年1月	2月	3月
最高(円)	309,000	359,000	364,000	347,000	288,500	269,500
最低(円)	250,000	282,900	316,000	270,000	238,700	215,900

(注) 株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)注7
代表取締役 社長	—	安齋 隆	昭和16年1月17日	昭和38年4月 日本銀行入行 平成6年12月 同行理事 平成10年11月 株式会社日本長期信用銀行頭取 平成12年8月 株式会社イトーヨーカ堂顧問 平成13年4月 当社代表取締役社長（現任） 平成17年9月 株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役（現任）	注4	414
取締役	人事部長	若杉 正敏	昭和21年1月19日	昭和44年4月 株式会社日本長期信用銀行入行 平成8年6月 同行取締役人事グループ統括部長兼人事部研修室長 平成9年10月 長銀証券株式会社専務取締役 平成10年6月 長銀ウォーパース証券会社マネージングダイレクタ 平成11年6月 株式会社レナウン第二営業本部長 平成12年9月 株式会社イトーヨーカ堂顧問 平成13年4月 当社常務取締役 平成18年6月 当社取締役専務執行役員 平成19年10月 当社取締役専務執行役員人事部長（現任）	注4	238
取締役	企画部長	二子石 謙輔	昭和27年10月6日	昭和52年4月 株式会社三和銀行入行 平成13年4月 株式会社U F J ホールディングスリテール企画部長 平成14年1月 株式会社U F J 銀行五反田法人営業部長 平成15年10月 当社入社 平成15年11月 当社業務推進部長 平成16年6月 当社取締役 平成18年6月 当社取締役執行役員 平成19年11月 当社取締役常務執行役員 平成21年6月 当社取締役専務執行役員企画部長（現任）	注4	161
取締役	業務推進部長	舟竹 泰昭	昭和31年11月29日	昭和55年4月 株式会社日本長期信用銀行入行 平成13年7月 株式会社新生銀行リテール業務推進部長 平成13年12月 当社入社 平成14年10月 当社事業開発部長 平成18年5月 当社業務開発部長 平成18年6月 当社執行役員業務開発部長 平成18年10月 当社執行役員業務推進部長 平成20年6月 当社取締役執行役員業務推進部長（現任）	注4	127
取締役 (非常勤)	—	大橋 洋治	昭和15年1月21日	昭和39年4月 全日本空輸株式会社入社 平成5年6月 同社取締役 平成9年6月 同社常務取締役人事労務本部長 平成11年6月 同社代表取締役副社長 平成13年4月 同社代表取締役社長 平成17年4月 同社代表取締役会長 平成19年4月 同社取締役会長（現任） 平成20年5月 社団法人日本経済団体連合会副会長（現任） 平成20年6月 当社取締役（現任）	注4	1

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)注7
取締役 (非常勤)	—	田村 敏和	昭和15年1月30日	昭和37年4月 野村証券株式会社入社 昭和59年11月 同社経理部長 昭和61年11月 同社管理部長 昭和62年12月 日本合同ファイナンス株式会社取締役企画部長 平成2年6月 同社常務取締役 平成6年6月 同社専務取締役 平成10年6月 株式会社ジャフコ代表取締役専務 平成12年7月 学校法人産業能率大学常務理事 平成13年12月 産能大学副学長 教授 平成14年4月 同大学大学院経営情報学研究科研究科長 平成17年6月 産能短期大学副学長 教授 平成20年6月 当社取締役(現任)	注4	10
取締役 (非常勤)	—	佐藤 信武	昭和13年8月8日	昭和39年11月 株式会社イトーヨーカ堂入社 平成52年5月 同社取締役 昭和58年4月 同社常務取締役 昭和60年5月 同社専務取締役 平成5年5月 同社取締役副社長 平成13年4月 当社取締役(現任) 平成15年5月 株式会社イトーヨーカ堂取締役副会長 平成15年5月 株式会社ヨークベニマル代表取締役会長最高経営責任者(現任) 平成21年5月 株式会社セブン&アイ・ホールディングス顧問(現任) [他の会社の代表状況] 株式会社ヨークベニマル代表取締役会長最高経営責任者	注4	152
取締役 (非常勤)	—	氏家 忠彦	昭和20年5月22日	昭和55年4月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン入社 平成2年5月 同社取締役 平成9年5月 同社常務取締役 平成13年4月 当社取締役(現任) 平成13年5月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン専務取締役 平成15年5月 同社取締役専務執行役員 平成17年9月 株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役最高財務責任者 平成18年5月 同社取締役専務執行役員最高財務責任者(現任) [他の会社の代表状況] 株式会社SEキャピタル代表取締役社長 株式会社セブン&アイ・フィナンシャルセンター代表取締役社長 株式会社セブン&アイ・フィナンシャル・グループ代表取締役社長	注4	154
常勤監査役	—	池田 俊明	昭和23年4月9日	昭和47年4月 株式会社三和銀行入行 平成6年5月 同行システム部副部長 平成9年5月 同行室町支店長 平成11年4月 パートナーズ投信株式会社派遣 平成12年4月 株式会社三和銀行リテール統括部調査役 平成13年4月 当社取締役システム部長 平成18年6月 当社取締役常務執行役員システム部長 平成21年6月 当社常勤監査役(現任)	注5	162



役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)注7
監査役 (非常勤)	—	日野 正晴	昭和11年1月9日	昭和36年4月 検事任官 平成9年2月 名古屋高等検察庁検事長 平成10年6月 金融監督庁長官 平成12年7月 金融庁長官 平成13年1月 金融庁顧問(平成14年6月迄) 平成13年2月 弁護士登録 平成17年6月 当社監査役(現任)	注6	—
監査役 (非常勤)	—	岸本 幸子	昭和33年3月9日	昭和55年4月 株式会社トーメン入社 昭和63年9月 株式会社住信基礎研究所入所 平成12年1月 特定非営利活動法人パブリックリソース センター理事兼事務局長(現任) 平成17年6月 当社監査役(現任)	注6	2
監査役 (非常勤)	—	佐藤 政行	昭和27年7月9日	昭和54年11月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン入社 平成11年1月 同社情報システム本部営業システム部統括マネージャー 平成15年12月 同社情報システム本部長代行 平成16年5月 同社執行役員情報システム本部長 平成17年6月 当社監査役(現任) 平成18年1月 株式会社セブン&アイ・ホールディングス執行役員システム企画部CVSシステム シニアオフィサー(現任)	注6	24
計						1,445

(注) 1. 取締役大橋 洋治、田村 敏和、佐藤 信武及び氏家 忠彦は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 監査役日野 正晴、岸本 幸子及び佐藤 政行は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 当社では、平成18年6月より執行役員制度を導入し、業務執行の迅速化を図っております。

提出日現在の執行役員は、以下のとおりであります。

執行役員社長 安齋 隆

専務執行役員 若杉 正敏 (人事部長)

専務執行役員 二子石 謙輔 (企画部長)

執行役員 舟竹 泰昭 (業務推進部長)

執行役員 白井 信雄 (総務部長)

執行役員 山崎 直紀 (お客さまサービス部長)

執行役員 山崎 勉 (ATM業務管理部長)

執行役員 石黒 和彦 (システム部長)

執行役員 中嶋 良明 (リスク統括部長)

4. 取締役の任期は、平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

5. 監査役池田 俊明の任期は、平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6. 監査役日野 正晴、岸本 幸子及び佐藤 政行の任期は、平成18年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

7. 所有株式数は、平成21年3月末日現在であります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

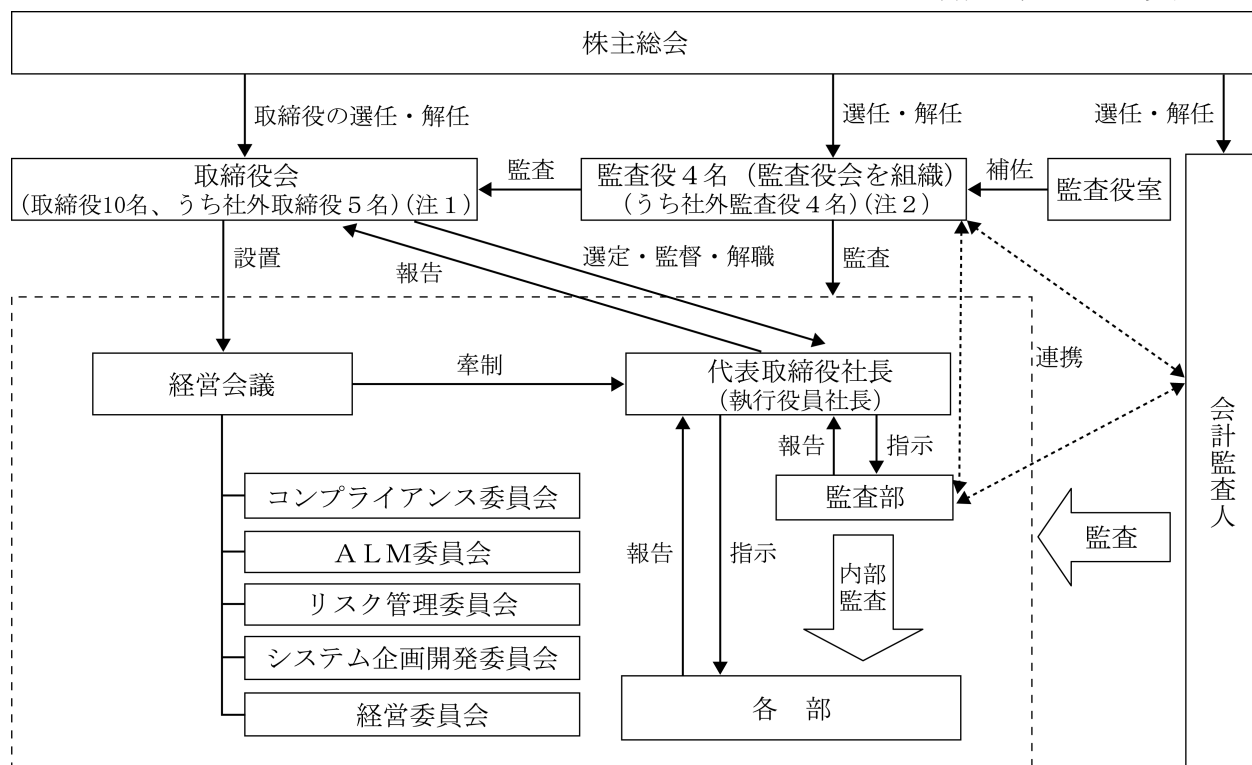
### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ・コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社では、コーポレート・ガバナンスが企業価値を高めていくための重要課題であると認識し、経営上の迅速な意思決定、業務執行における役割と責任の明確化、経営監視機能の整備、業務の適正を確保するための体制整備及びコンプライアンス体制の充実を図っております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、以下のとおりであります。

平成21年3月31日現在



(注) 1. 平成21年6月18日より、取締役8名、うち社外取締役4名となっております。

2. 平成21年6月18日より、監査役4名、うち社外監査役3名となっております。

#### ・コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

##### ① 会社の機関の内容

当社の取締役会は、平成21年3月31日現在取締役10名（うち社外取締役5名）で構成され、毎月1回開催し、会社経営に関する基本方針及び業務運営に関する重要事項の決定並びに取締役の職務の執行を監督しております。

取締役会は、その傘下に取締役会が委任する範囲の業務執行に係る審議機関として経営会議を設けております。経営会議は、原則として毎週1回開催し、取締役会付議事項の事前協議を行うとともに、業務計画、財産の取得・処分、信用供与に関する事項、借財・経費支出、債権管理に関する事項、社員の賞罰、社員の勤務条件・福利厚生に関わる事項、組織の設置・変更・廃止、規則・規程の制定及び改廃等に関する審議を行っております。なお、当社は平成18年6月から執行役員制度を採用し、経営会議の構成員は執行役員及び取締役会が指名する者となっております。

当社の監査役会は、平成21年3月31日現在監査役4名（全員が社外監査役）で構成され、原則として毎月1回以上開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行いまたは決議を行っております。また、監査役会は代表取締役及び内部監査部門と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要事項等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行っております。また、監査役は、取締役会決議その他において行われる取締役の意思決定に関して、善管注意義務、忠実義務等の法的義務の履行状況を、以下の観点から監視、検証しております。

- a. 事実認識に重要かつ不注意な誤りがないこと
- b. 意思決定過程が合理的であること
- c. 意思決定内容が法令又は定款に違反していないこと
- d. 意思決定内容が通常の企業経営者として明らかに不合理ではないこと
- e. 意思決定が取締役の利益又は第三者の利益でなく会社の利益を第一に考えてなされていること

なお、監査役を補佐し、監査役会を円滑に運営するため、監査役室を設置し、社員2名を配置しております。

## ② 内部統制システムの整備の状況

会社法第362条第4項第6号に規定する体制の整備について、当社が実施すべき事項を平成18年5月8日開催の取締役会で決議いたしました。本決議の内容については、年度毎に進捗状況をレビューし見直しを行っております。その概要は以下のとおりであります。

### a. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、経営にあたってコンプライアンスを実践するため、「コンプライアンス基本方針」・「遵守基準」を定める。取締役は、コンプライアンスへの取組状況の概要を定期的に取り締めに報告する。

### b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、適切かつ確実に保存・管理し、取締役又は監査役から要請があった場合には速やかに開示する。

### c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、当社経営に係る損失の危険を適切に管理し経営の健全性と効率性を確保するため、リスク管理を体系的に規定する「リスク管理の基本方針」を定める。取締役は、リスク管理に関する事項を定期的に取り締めに報告する。

### d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、「取締役会規則」を制定のうえ付議・報告すべき重要事項を規定し、取締役会の効率的な運営を図る。取締役会は、業務執行の意思決定効率化のため経営会議を設置し、円滑かつ効率的な職務の執行を図るため執行役員制度を導入する。

### e. 社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、「コンプライアンス基本方針」・「遵守基準」に基づいて適切なコンプライアンス体制を整備する。取締役は、社員の職務の執行において、コンプライアンスを確保するための体制構築、施策決定、施策の実施及び実施状況の検証、施策評価につき、最終責任を負う。

### f. グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、経営理念を共有するセブン&アイHLDGS.グループの一員として、グループの取締役・社員一体となった遵法意識の醸成を図る。銀行経営の健全性を最優先とし、アームズ・レンダス・ルール等を遵守しつつ、独立して経営判断を行う体制を整備する。

### g. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する組織として監査役室を設け、監査役室専属の社員を置く。取締役は、監査役の求めに応じ監査業務の補助者を置く。監査役は、内部監査部署に対し、補助者として監査業務の補助を行うよう要請できる。

### h. 監査役の使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役会は、監査役の補助者の人事異動及び人事評価につき事前に取締役より報告を受け、必要がある場合にはその変更を取締役に申し入れることができる。

i. 取締役及び社員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び社員は、監査役に対し、法定の事項に加え、重要な事項を速やかに報告する。取締役は、監査役会から監査方針・監査実施状況等の説明を受け、監査役会に報告すべき事項を監査役会と協議して定め、その報告を行う。

j. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役、内部監査部署は監査役会と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識を深める。

③ コンプライアンス体制の状況

当社は、法令等の社会的規範の遵守は社会から信頼をしていただく当然の前提であると考え、また、銀行としての公共的使命の高さと社会的責任の重さを十分に認識し、経営の最重要課題であるコンプライアンスの徹底のために以下のとおり取り組んでおります。

a. コンプライアンス体制

当社では、各部署の責任者をコンプライアンスオフィサーとし、担当部署におけるコンプライアンスの徹底やトラブル案件等の相談窓口としての役割を果たさせるとともに、リスク統括室担当役員による全社に亘る統括管理の下、リスク統括室を全社の統括部署として、自己責任、自助努力、相互牽制による自己検証機能を有する組織の確立を図っております。コンプライアンス全般についての重要事項については、経営会議の諮問機関である「コンプライアンス委員会」にて検討、評価を行う体制をとっております。

b. コンプライアンス・プログラム

当社では、事業年度ごとに、コンプライアンスに関する具体的な実践計画としての「コンプライアンス・プログラム」を制定しております。当社のコンプライアンスに関する主な活動は、この「コンプライアンス・プログラム」により実施されております。取締役会において、各期のプログラムの進捗状況、実施状況を検証・評価し、その結果を踏まえ、翌期のプログラムを策定しております。

c. コンプライアンス・マニュアル

当社では、コンプライアンス徹底のため、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、社員全員に配付しております。この内容は、法令の改廃等必要に応じて改訂しております。また、「コンプライアンス・マニュアル」の内容を徹底するため、「コンプライアンス・プログラム」に従い、各種コンプライアンス研修を行っております。

④ 内部監査、監査役監査及び会計監査の状況

当社は、他の業務部門から独立した代表取締役社長直属の内部監査部門として監査部（平成21年3月31日現在8名）を設置し、

a. 法令遵守体制、法令遵守状況の検証

b. 財務報告に係る内部統制の適切性・有効性の検証

c. お客さま保護等管理の体制、お客さま保護等管理の状況の検証

d. リスク管理体制、リスク管理状況の検証

e. 各業務部署の内部管理体制、内部管理の適切性・有効性の検証

f. 上記a. b. c. d. e. に基づく内部管理体制全般の評価及び問題点の発見・指摘並びに改善方法の提言を行っております。

監査結果については、代表取締役社長及び経営会議に報告しております。

監査部は全部署に対して原則として年1回以上、一般内部監査を行っているほか、現物取扱部署については別途現物監査を実施しております。また、自己査定都度、自己査定監査を実施しているほか、基幹システムについては全システムの関連部署及び開発委託先等を対象に原則年1回、システム監査を実施しております。なお、重要な外部委託業務については、別途外部委託先と合意した範囲で、外部委託先に対する監査を実施しております。

監査役は、取締役会に出席すること等により取締役の職務執行を監査し、業務監査及び会計監査を実施するとともに、会計監査人による外部監査の結果について報告を受け、その適正性をチェックしております。監査役会は各監査役から提出された監査報告書に基づき、事業年度に係る監査報告を作成しております。また、監査役会と会計監査人は定期的な意見交換の場を持ち、相互の連携を図っております。

当社はあずさ監査法人との間で監査契約を締結し、会計監査を受けております。当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。なお、継続監査年数については7年以内であるため、記載を省略しております。

会計監査業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員 小澤 陽一氏

指定社員 業務執行社員 宮田 世紀氏

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士2名、その他21名

#### ⑤ 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

社外取締役及び社外監査役は、当社のその他の取締役及び監査役と人的関係を有さず、当社との間に利害関係はありません。また、社外取締役及び社外監査役は「5 役員 の状況」に記載のとおり、当社株式を保有しておりますが、この事実を除き、資金的関係を有していません。

社外取締役櫻井孝穎氏<sup>(注1)</sup>は第一生命保険相互会社の相談役であり、当社は同社との間でATMに係る「現金自動預入支払機提携に関する契約書」を締結する業務提携を行い、当社ATMの利用及び本サービスの対価として同社よりATM利用手数料を受け取っております。

社外取締役佐藤信武氏は当社議決権の16.14%を所有する株式会社イトーヨーカ堂の取締役副会長<sup>(注2)</sup>、当社議決権の6.74%を所有する株式会社ヨークベニマル<sup>(注3)</sup>の代表取締役会長最高経営責任者であります。当社は当該2社との間で同社の店舗等に対する当社のATM設置及び管理業務に係る基本契約を締結し、当該契約に基づきATM設置支払手数料を支払っております。なお、当該2社は株式会社セブン&アイ・ホールディングスの子会社であります。

社外取締役氏家忠彦氏は当社議決権の24.88%を所有する株式会社セブン-イレブン・ジャパンの取締役<sup>(注2)</sup>及び株式会社SEキャピタルの代表取締役社長であり、当社は株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの間で同社の主宰するセブン-イレブンコンビニエンスストアに対する当社のATM設置及び管理業務に係る基本契約を締結し、当該契約に基づきATM設置支払手数料を支払っております。また、株式会社SEキャピタルには、当社の運営するATMについてリース契約に基づく機械賃借料等を支払っております。なお、当該2社は株式会社セブン&アイ・ホールディングスの子会社であります。

- (注) 1. 平成21年6月18日開催の第8回定時株主総会において退任いたしました。  
2. 平成21年5月21日に退任いたしました。  
3. 株式会社ヨークベニマルが直接保有する当社議決権(4.29%)と同社の連結子会社である株式会社ライフフーズを通じて間接保有する当社議決権(2.45%)の合計であります。

#### ⑥ 社外取締役、社外監査役との責任限定契約内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

⑦ 取締役の定数

当社の取締役は11名以内とする旨、定款に定めております。

⑧ 取締役の選解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨、定款に定めております。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑩ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項に基づき、将来の資本政策等の機動性を確保するために取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨、定款に定めております。

⑪ 剰余金の配当

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、将来の資本政策等の機動性確保を目的に、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会決議によって定めることとする旨、定款に定めております。

⑫ 取締役、監査役の責任免除の概要

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項に定める賠償責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

⑬ 役員報酬の内容

第8期事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	役員報酬	株主総会決議の限度額	役員賞与
社内取締役	172	300 (うち社外取締役分は50)	—
社外取締役	31		
社内監査役	—	100	—
社外監査役	30		

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
—	—	55	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

ただし、前事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）は改正前の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）は改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）及び当事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表について、あずさ監査法人の監査証明を受けております。

3. 当社は子会社等がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。



1 【財務諸表等】  
 (1) 【財務諸表】  
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	267,277	280,589
現金	260,533	274,388
預け金	6,743	6,200
コールローン	28,000	29,000
有価証券	※1 97,849	※1 88,887
国債	97,555	86,593
株式	294	2,294
その他資産	61,697	62,882
前払費用	272	286
前払年金費用	118	115
未収収益	7,246	7,331
金融派生商品	76	—
A T M 仮払金	53,280	54,342
その他の資産	※1 702	※1 806
有形固定資産	※2 17,212	※2 15,998
建物	729	772
A T M	15,412	14,282
その他の有形固定資産	1,070	944
無形固定資産	14,794	14,777
ソフトウェア	14,065	13,157
ソフトウェア仮勘定	712	1,605
その他の無形固定資産	15	14
繰延税金資産	1,373	1,291
貸倒引当金	△67	△65
資産の部合計	488,137	493,360

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
<b>負債の部</b>		
預金	※3 170,548	※3 188,111
普通預金	137,162	136,073
定期預金	33,204	51,795
その他の預金	182	242
譲渡性預金	※3 48,590	※3 41,200
コールマネー	1,700	—
借入金	65,000	69,000
社債	75,000	60,000
その他負債	36,479	36,381
未払法人税等	4,106	7,204
未払費用	3,618	3,982
前受収益	12	1
A T M仮受金	21,238	22,677
有価証券未払金	5,528	—
その他の負債	1,975	2,515
賞与引当金	245	273
役員退職慰労引当金	270	—
リース解約損失引当金	1,328	—
負債の部合計	399,162	394,966
<b>純資産の部</b>		
資本金	30,500	30,500
資本剰余金	31,739	31,739
資本準備金	30,500	30,500
その他資本剰余金	1,239	1,239
利益剰余金	26,755	36,057
その他利益剰余金	26,755	36,057
繰越利益剰余金	26,755	36,057
株主資本合計	88,994	98,296
その他有価証券評価差額金	△19	48
評価・換算差額等合計	△19	48
新株予約権	—	48
純資産の部合計	88,974	98,393
負債及び純資産の部合計	488,137	493,360

## ②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
経常収益	83,663	89,815
資金運用収益	893	878
有価証券利息配当金	532	587
コールローン利息	331	277
預け金利息	29	13
役務取引等収益	82,471	88,741
受入為替手数料	477	527
A T M受入手数料	80,192	85,554
その他の役務収益	1,801	2,659
その他業務収益	23	19
外国為替売買益	—	19
金融派生商品収益	23	—
その他経常収益	273	175
その他の経常収益	273	175
経常費用	59,012	61,064
資金調達費用	2,746	2,759
預金利息	432	489
譲渡性預金利息	535	490
コールマネー利息	37	62
借用金利息	684	705
社債利息	1,057	1,011
役務取引等費用	8,328	9,183
支払為替手数料	200	232
A T M設置支払手数料	7,796	8,541
A T M支払手数料	306	351
その他の役務費用	25	58
その他業務費用	126	80
外国為替売買損	7	—
国債等債券償還損	118	74
金融派生商品費用	—	6
営業経費	47,379	48,891
その他経常費用	432	149
その他の経常費用	※1 432	149
経常利益	24,650	28,751
特別利益	3	27
貸倒引当金戻入益	3	1
リース解約損失引当金戻入益	—	25
特別損失	1,310	41
固定資産処分損	99	41
リース解約損失引当金繰入額	1,014	—
その他の特別損失	※2 195	—
税引前当期純利益	23,343	28,736
法人税、住民税及び事業税	8,736	11,712
法人税等調整額	777	36
法人税等合計		11,748
当期純利益	13,830	16,988

## ③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
<b>株主資本</b>		
資本金		
前期末残高	30,500	30,500
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	30,500	30,500
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	30,500	30,500
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	30,500	30,500
その他資本剰余金		
前期末残高	5	1,239
当期変動額		
自己株式の処分	1,233	—
当期変動額合計	1,233	—
当期末残高	1,239	1,239
資本剰余金合計		
前期末残高	30,505	31,739
当期変動額		
自己株式の処分	1,233	—
当期変動額合計	1,233	—
当期末残高	31,739	31,739
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	18,756	26,755
当期変動額		
剰余金の配当	△5,831	△7,686
当期純利益	13,830	16,988
当期変動額合計	7,998	9,302
当期末残高	26,755	36,057
自己株式		
前期末残高	△5,901	—
当期変動額		
自己株式の処分	5,901	—
当期変動額合計	5,901	—
当期末残高	—	—

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	73,861	88,994
当期変動額		
剰余金の配当	△5,831	△7,686
当期純利益	13,830	16,988
自己株式の処分	7,134	—
当期変動額合計	15,133	9,302
当期末残高	88,994	98,296
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
前期末残高	△11	△19
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△8	67
当期変動額合計	△8	67
当期末残高	△19	48
<b>評価・換算差額等合計</b>		
前期末残高	△11	△19
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△8	67
当期変動額合計	△8	67
当期末残高	△19	48
<b>新株予約権</b>		
前期末残高	—	—
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	48
当期変動額合計	—	48
当期末残高	—	48
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	73,849	88,974
当期変動額		
剰余金の配当	△5,831	△7,686
当期純利益	13,830	16,988
自己株式の処分	7,134	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△8	116
当期変動額合計	15,124	9,418
当期末残高	88,974	98,393

## ④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	23,343	28,736
減価償却費	11,491	15,402
貸倒引当金の増減(△)	△3	△1
リース解約損失引当金の純増減(△)	△982	△1,328
事業所移転損失引当金の純増減(△)	△87	—
資金運用収益	△893	△878
資金調達費用	2,746	2,759
有価証券関係損益(△)	118	74
固定資産処分損益(△は益)	99	41
預金の純増減(△)	△17,287	17,562
譲渡性預金の純増減(△)	△38,710	△7,390
借入金の純増減(△)	—	4,000
コールローン等の純増(△)減	66,500	△1,000
コールマネー等の純増減(△)	1,700	△1,700
普通社債発行及び償還による増減(△)	—	△15,000
A T M未決済資金の純増(△)減	21,585	376
資金運用による収入	651	1,055
資金調達による支出	△2,695	△2,695
その他	△625	1,299
小計	66,949	41,315
法人税等の支払額	△12,426	△8,652
営業活動によるキャッシュ・フロー	54,523	32,662
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	△434,594	△268,122
有価証券の償還による収入	412,500	271,400
有形固定資産の取得による支出	△14,890	△10,443
無形固定資産の取得による支出	△6,322	△4,498
投資活動によるキャッシュ・フロー	△43,307	△11,664
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
配当金の支払額	△5,831	△7,686
自己株式の処分による収入	7,134	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,303	△7,686
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	12,519	13,312
現金及び現金同等物の期首残高	254,757	267,277
現金及び現金同等物の期末残高	※1 267,277	※1 280,589

【重要な会計方針】

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	同左
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	——
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 6年～18年 A T M 5年 その他 2年～20年 （会計方針の変更） 平成19年度税制改正に伴い、平成19年 4月 1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ1,059百万円減少しております。 （追加情報） 当事業年度より、平成19年 3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。 なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。 (2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 6年～18年 A T M 5年 その他 2年～20年  (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
4. 繰延資産の処理方法	株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。	——
5. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左

項目	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
6. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、予想損失率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に営業関連部署から独立したリスク統括室が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて貸倒引当金の算定を行っております。なお、当該部署から独立した監査部が査定結果の監査を行うこととしております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、予想損失率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に営業関連部署から独立したリスク統括室が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて貸倒引当金の算定を行っております。なお、当該部署から独立した監査部が査定結果の監査を行うこととしております。</p>
	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>同左</p>



項目	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、当事業年度については、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務</p> <p>その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理数理計算上の差異</p> <p>各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p>	<p>(3) 退職給付引当金 同左</p>
	<p>(4) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく当事業年度末要支給額を引当計上しております。</p>	<p>(4) 役員退職慰労引当金 (追加情報)</p> <p>取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止することとし、平成20年6月18日開催の定時株主総会において、退職慰労金の打ち切り支給議案が承認可決されました。これにより「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給額の未払分282百万円については、「その他の負債」に含めて表示しております。</p>
	<p>(5) リース解約損失引当金</p> <p>第2世代ATMへの入替えのため、従来のATMをリース契約期間終了前に解約することにより将来発生する損失に備えて、第2世代ATM入替計画等に基づいて合理的に見積もった額を「リース解約損失引当金」として計上しております。</p>	<p>—————</p>

項目	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. ヘッジ会計の方法	(イ)金利リスク・ヘッジ 一部の負債に金利スワップの特例処理を適用しております。変動金利の相場変動を相殺するヘッジについて、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。	(イ)金利リスク・ヘッジ 同左
9. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左
10. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」であります。	同左

【会計方針の変更】

<p>前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <p style="text-align: center;">—————</p>	<p style="text-align: center;">—————</p> <p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。 当事業年度においては、所有権移転外ファイナンス・リース取引を新たに行っておりませんので、財務諸表に与える影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

<p>前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表関係) 「有形固定資産」中の「A T M」は、従来、「その他の有形固定資産」に含めて表示しておりましたが、重要性が増加したため、当事業年度より区分掲記しております。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
<p>※1. 為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保として、有価証券92,027百万円を差し入れております。 また、その他の資産のうち保証金は587百万円であります。</p> <p>※2. 有形固定資産の減価償却累計額 9,506百万円</p> <p>※3. 関係会社項目 関係会社に対する負債には次のものがあります。 普通預金 35,931百万円 譲渡性預金 10,000百万円</p> <p>4. 貸出コミットメント契約の締結 取引銀行4行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 貸出コミットメントの総額 15,000百万円 借入実行残高 — 差引額 15,000百万円</p> <p>5. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。 剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上することとされております。 なお、当社は資本準備金の額が資本金の額以上であることから、当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額はありませぬ。</p>	<p>※1. 為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保として、有価証券86,593百万円を差し入れております。 また、その他の資産のうち保証金は716百万円であります。</p> <p>※2. 有形固定資産の減価償却累計額 20,049百万円</p> <p>※3. 関係会社項目 関係会社に対する負債には次のものがあります。 普通預金 26,500百万円</p> <p>5. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。 剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上することとされております。 なお、当社は資本準備金の額が資本金の額以上であることから、当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額はありませぬ。</p>

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>※1. 「その他の経常費用」には、株式交付費49百万円及び株式上場に係る費用277百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 「その他の特別損失」には、業務委託契約変更に伴う支出177百万円を含んでおります。</p>	—————

(株主資本等変動計算書関係)

I 前事業年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,220	—	—	1,220	
合計	1,220	—	—	1,220	
自己株式					
普通株式	53	—	53	—	(注)
合計	53	—	53	—	

(注) 自己株式の減少の内訳は次のとおりであります。

平成19年8月3日付取締役会決議に基づく処分による減少0千株

平成20年1月22日付取締役会決議に基づく売出による減少53千株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月1日 取締役会	普通株式	5,831	5,000	平成19年3月31日	平成19年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月29日 取締役会	普通株式	5,124	利益剰余金	4,200	平成20年3月31日	平成20年6月2日

4. 「その他利益剰余金」について合計額により記載しておりますが、その内訳は次のとおりであります。

	平成19年3月 31日残高	当事業年度中の 変動額	平成20年3月 31日残高
繰越利益剰余金	18,756百万円	7,998百万円	26,755百万円

II 当事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,220	—	—	1,220	
合計	1,220	—	—	1,220	

(注) 自己株式は存在いたしません。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当事業年度 末残高 (百万円)	摘要	
		前事業年度末	当事業年度				当事業年度末
			増加	減少			
ストック・オプションとしての 新株予約権		—	—	—	48		
合計		—	—	—	48		

(注) 自己新株予約権は存在いたしません。

3. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月29日 取締役会	普通株式	5,124	4,200	平成20年3月31日	平成20年6月2日
平成20年11月6日 取締役会	普通株式	2,562	2,100	平成20年9月30日	平成20年12月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年5月29日 取締役会	普通株式	3,416	利益剰余金	2,800	平成21年3月31日	平成21年6月2日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)
平成20年3月31日現在	平成21年3月31日現在
現金預け金勘定	現金預け金勘定
現金及び現金同等物	現金及び現金同等物
267,277	280,589
267,277	280,589

## (リース取引関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
—————	1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産はありません。
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 動産                            13,907百万円 その他                           502百万円 合計                             14,409百万円 減価償却累計額相当額 動産                            8,483百万円 その他                           273百万円 合計                             8,756百万円 期末残高相当額 動産                            5,424百万円 その他                           229百万円 合計                             5,653百万円 ・未経過リース料期末残高相当額 1年内                           2,730百万円 1年超                           3,047百万円 合計                             5,777百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料                  3,961百万円 減価償却費相当額             3,774百万円 支払利息相当額                158百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産                  7,690百万円 無形固定資産                  502百万円 合計                             8,193百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産                  5,247百万円 無形固定資産                  373百万円 合計                             5,620百万円 期末残高相当額 有形固定資産                  2,443百万円 無形固定資産                  128百万円 合計                             2,572百万円 ・未経過リース料期末残高相当額 1年内                           1,577百万円 1年超                           1,079百万円 合計                             2,657百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料                  2,027百万円 減価償却費相当額             1,934百万円 支払利息相当額                80百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。
2. オペレーティング・リース取引 —————	2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内                           7百万円 1年超                           4百万円 合計                             12百万円

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「株式」を記載しております。

I 前事業年度

1. 売買目的有価証券（平成20年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
債券	97,588	97,555	△33	0	33
国債	97,588	97,555	△33	0	33
合計	97,588	97,555	△33	0	33

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

4. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

該当事項はありません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

該当事項はありません。

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額（平成20年3月31日現在）

	金額 (百万円)
その他有価証券 非上場株式	294

7. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成20年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	97,555	—	—	—
国債	97,555	—	—	—
合計	97,555	—	—	—

(注) 満期保有目的の債券はありません。



## II 当事業年度

### 1. 売買目的有価証券（平成21年3月31日現在）

該当事項はありません。

### 2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

該当事項はありません。

### 3. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

該当事項はありません。

### 4. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
債券	86,512	86,593	81	81	0
国債	86,512	86,593	81	81	0
合計	86,512	86,593	81	81	0

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

### 5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

### 6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

### 7. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額（平成21年3月31日現在）

	金額 (百万円)
その他有価証券 非上場株式	2,294

### 8. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

### 9. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成21年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	86,593	—	—	—
国債	86,593	—	—	—
合計	86,593	—	—	—

(注) 満期保有目的の債券はありません。

(金銭の信託関係)

I 前事業年度

該当事項はありません。

II 当事業年度

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前事業年度

○ その他有価証券評価差額金 (平成20年3月31日現在)

貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△33
その他有価証券	△33
(+) 繰延税金資産	13
その他有価証券評価差額金	△19

II 当事業年度

○ その他有価証券評価差額金 (平成21年3月31日現在)

貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	81
その他有価証券	81
(△) 繰延税金負債	△32
その他有価証券評価差額金	48

(デリバティブ取引関係)

## I 前事業年度

### 1. 取引の状況に関する事項

#### (1) 取引の内容、目的及び取組方針

当社では、金利関連で金利スワップ取引を行っております。当該取引の利用目的は、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在しているなかで金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクを抑制することにより、短期的な売買差益の獲得を目的とする取引は行っておりません。

なお、「ポジション限度」及び「損失許容限度」は、社内ルールにより具体的に定められており、当社全体の金利リスクを「金利リスク額」として計測し、これに限度を設定して管理しております。

#### (2) リスクの内容

デリバティブ取引が内包する代表的なリスクは、信用リスクと市場性リスクであります。信用リスクは、信用供与先の財政状態の悪化により、資産の価値が減少ないし消失し、損害を被るリスクであり、市場性リスクは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクであります。

#### (3) リスク管理体制

当社は、経営に係る各種のリスク特性を認識し、適切に管理することにより、経営の健全性と効率性を確保するためのリスク管理体制を構築しております。取締役会により決定される「リスク管理の基本方針」により、全社的なリスク管理方針、各種リスク管理の基本方針、およびリスク管理組織・体制を定めており、この基本方針に基づき、経営会議にてリスク管理に関する諸規程を定めております。

リスク管理組織としては、全社的なリスク管理統括部署としてのリスク統括室リスク管理担当、各リスク管理統括部署、内部監査部署としての監査部等を設置しております。また、リスク管理に関する経営会議の諮問機関として、ALM委員会等の各種委員会を設置しております。

#### (4) 契約額・時価等についての補足説明

デリバティブ取引に係る「契約額等」は名目上の契約額又は計算上想定している元本で、その金額自体がリスク額を意味しているものではありません。

## 2. 取引の時価等に関する事項

### (1) 金利関連取引（平成20年3月31日現在）

区分	種 類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時 価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップ	35,000	—	76	76
	受取変動・支払固定	35,000	—	76	76
	合 計	—	—	76	76

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

#### 2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

### (2) 通貨関連取引（平成20年3月31日現在）

該当事項はありません。

### (3) 株式関連取引（平成20年3月31日現在）

該当事項はありません。

### (4) 債券関連取引（平成20年3月31日現在）

該当事項はありません。

### (5) 商品関連取引（平成20年3月31日現在）

該当事項はありません。

### (6) クレジットデリバティブ取引（平成20年3月31日現在）

該当事項はありません。

## II 当事業年度

### 1. 取引の状況に関する事項

#### (1) 取引の内容、目的及び取組方針

当社では、金利関連で金利スワップ取引を行っております。当該取引の利用目的は、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在しているなかで金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクを抑制することにより、短期的な売買差益の獲得を目的とする取引は行っておりません。

なお、「ポジション限度」及び「損失許容限度」は、社内ルールにより具体的に定められており、当社全体の金利リスクを「金利リスク額」として計測し、これに限度を設定して管理しております。

#### (2) リスクの内容

デリバティブ取引が内包する代表的なリスクは、信用リスクと市場性リスクであります。信用リスクは、信用供与先の財政状態の悪化により、資産の価値が減少ないし消失し、損害を被るリスクであり、市場性リスクは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクであります。

#### (3) リスク管理体制

当社は、経営に係る各種のリスク特性を認識し、適切に管理することにより、経営の健全性と効率性を確保するためのリスク管理体制を構築しております。取締役会により決定される「リスク管理の基本方針」により、全社的なリスク管理方針、各種リスク管理の基本方針、およびリスク管理組織・体制を定めており、この基本方針に基づき、経営会議にてリスク管理に関する諸規程を定めております。

リスク管理組織としては、全社的なリスク管理統括部署としてのリスク統括室リスク管理担当、各リスク管理統括部署、内部監査部署としての監査部等を設置しております。また、リスク管理に関する経営会議の諮問機関として、ALM委員会等の各種委員会を設置しております。

#### (4) 契約額・時価等についての補足説明

デリバティブ取引に係る「契約額等」は名目上の契約額又は計算上想定している元本で、その金額自体がリスク額を意味しているものではありません。

### 2. 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

なお、金利スワップ取引を行っておりますが、いずれもヘッジ会計を適用しておりますので、注記の対象から除いております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

区分		前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
退職給付債務	(A)	△730	△994
年金資産	(B)	371	431
未積立退職給付債務	(C) = (A) + (B)	△359	△562
会計基準変更時差異の未処理額	(D)	—	—
未認識数理計算上の差異	(E)	442	648
未認識過去勤務債務	(F)	35	30
貸借対照表計上額純額	(G) = (C) + (D) + (E) + (F)	118	115
前払年金費用	(H)	118	115
退職給付引当金	(G) - (H)	—	—

3. 退職給付費用に関する事項

区分	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
勤務費用	81	120
利息費用	12	18
期待運用収益	△7	△13
過去勤務債務の費用処理額	5	5
数理計算上の差異の費用処理額	36	53
会計基準変更時差異の費用処理額	—	—
その他 (臨時に支払った割増退職金等)	1	—
退職給付費用	128	183

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
(1) 割引率	2.5%	2.0%
(2) 期待運用収益率	3.5%	3.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	ポイント基準	ポイント基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	10年 (その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により損益処理)	10年 (その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により損益処理)
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年 (各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理)	10年 (各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理)

(ストック・オプション等関係)

I 前事業年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

該当事項はありません。

II 当事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

1. スtock・オプションにかかる当事業年度における費用計上額及び科目名

営業経費 48百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回-①新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第1回-②新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 5名	当社執行役員 3名
株式の種類及び付与数 (注)	普通株式 184株	普通株式 21株
付与日	平成20年8月12日	同左
権利確定条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の執行役員の地位を喪失した日(新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日)の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左
権利行使期間	平成20年8月13日から平成50年8月12日まで	同左

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回-①新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第1回-②新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利確定前(株)		
前事業年度末	—	—
付与	184	21
失効	—	—
権利確定	184	21
未確定残	—	—
権利確定後(株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	184	21
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	184	21

## ② 単価情報

	第1回-①新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第1回-②新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	—	—
付与日における公正な評価単価 (注)	新株予約権1個当たり 236,480円	新株予約権1個当たり 236,480円

(注) 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式の1株であります。

### 3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された第1回-①新株予約権及び第1回-②新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した算定技法      ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	第1回-①新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第1回-②新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
株価変動性      (注) 1	27.95%	27.95%
予想残存期間      (注) 2	5年6ヶ月	5年6ヶ月
予想配当      (注) 3	4,200円/株	4,200円/株
無リスク利子率      (注) 4	1.076%	1.076%

(注) 1. 平成20年2月29日にジャスダック証券取引所に上場いたしましたが、公開後の日が浅く、十分な量の株価情報を収集することが困難であるため、類似する企業に関する株価情報に基づき算定しております。

なお、株価変動性の見積もりに使用した株価実績は5年6ヶ月間（平成15年2月1日から平成20年8月12日まで）に係るものであります。

2. 在職中の役員の、平成20年6月から年齢退任日までの日数の平均値に、行使可能期間の10日間を加算した日数を経過した時点で行使されるものと推測して見積もっております。

3. 直近の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

### 4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しています。



## (税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																				
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td>リース解約損失引当金損金算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">540</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">327</td></tr> <tr><td>減価償却費損金算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">286</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金損金算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">110</td></tr> <tr><td>賞与引当金損金算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">99</td></tr> <tr><td>貸倒引当金損金算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">27</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">29</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,422</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr><td>前払費用</td><td style="text-align: right;">△48</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△48</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,373</td></tr> </table>	繰延税金資産		リース解約損失引当金損金算入限度超過額	540	未払事業税	327	減価償却費損金算入限度超過額	286	役員退職慰労引当金損金算入限度超過額	110	賞与引当金損金算入限度超過額	99	貸倒引当金損金算入限度超過額	27	その他	29	繰延税金資産合計	1,422	繰延税金負債		前払費用	△48	繰延税金負債合計	△48	繰延税金資産の純額	1,373	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">558</td></tr> <tr><td>減価償却費損金算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">509</td></tr> <tr><td>未払金(旧役員退職慰労引当金)</td><td style="text-align: right;">115</td></tr> <tr><td>賞与引当金損金算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">111</td></tr> <tr><td>貸倒引当金損金算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">26</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">49</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,371</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">△32</td></tr> <tr><td>前払費用</td><td style="text-align: right;">△46</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△79</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,291</td></tr> </table>	繰延税金資産		未払事業税	558	減価償却費損金算入限度超過額	509	未払金(旧役員退職慰労引当金)	115	賞与引当金損金算入限度超過額	111	貸倒引当金損金算入限度超過額	26	その他	49	繰延税金資産合計	1,371	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	△32	前払費用	△46	繰延税金負債合計	△79	繰延税金資産の純額	1,291
繰延税金資産																																																					
リース解約損失引当金損金算入限度超過額	540																																																				
未払事業税	327																																																				
減価償却費損金算入限度超過額	286																																																				
役員退職慰労引当金損金算入限度超過額	110																																																				
賞与引当金損金算入限度超過額	99																																																				
貸倒引当金損金算入限度超過額	27																																																				
その他	29																																																				
繰延税金資産合計	1,422																																																				
繰延税金負債																																																					
前払費用	△48																																																				
繰延税金負債合計	△48																																																				
繰延税金資産の純額	1,373																																																				
繰延税金資産																																																					
未払事業税	558																																																				
減価償却費損金算入限度超過額	509																																																				
未払金(旧役員退職慰労引当金)	115																																																				
賞与引当金損金算入限度超過額	111																																																				
貸倒引当金損金算入限度超過額	26																																																				
その他	49																																																				
繰延税金資産合計	1,371																																																				
繰延税金負債																																																					
その他有価証券評価差額金	△32																																																				
前払費用	△46																																																				
繰延税金負債合計	△79																																																				
繰延税金資産の純額	1,291																																																				
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳  同左</p>																																																				

## (持分法損益等)

## I 前事業年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

該当事項はありません。

## II 当事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

I 前事業年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
その他 の関係 会社	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区	17,200	コンビニエンスストア 事業	被所有 直接 24.88	兼任1名	A T M設置及び管理業務に係る事務委任契約	A T M設置支払手数料の支払	7,645	未払費用	708

取引条件及び取引条件の決定方針等

A T M設置支払手数料に係る取引条件及び取引条件の決定方針等については、事務委任に対する対価性及び同社が負担したインフラ整備費用等を総合的に勘案して決定しております。

(注) 取引金額には消費税等を含めておりませんが、期末残高には消費税等を含めております。

(2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 子会社等

該当事項はありません。

(4) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会 社	株式会社SEキャピタル	東京都千代田区	75	リース業	— (—)	兼任1名	機器のリース	機械賃借料の支払 リース契約解除金の支払	4,060 1,947	未払費用	168

取引条件及び取引条件の決定方針等

機械賃借料に係る取引条件及び取引条件の決定方針等については、一般取引先と同様であります。

リース契約に係る解除条件及び解除条件の決定方針等については、一般取引先と同様であります。

機器のリース契約の中途解約に伴い、解約金を1,947百万円支払っております。これによりリース解約損失引当金1,947百万円を取り崩しております。

(注) 取引金額には消費税等を含めておりませんが、期末残高には消費税等を含めております。

## II 当事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号平成18年10月17日)を適用しております。

### 1. 関連当事者との取引

#### (1) 財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他 関係 会社	株式会社セ ブン・イレ ブ・ジャ パン	東京都 千代田区	17,200	コンビニエ ンスストア 事業	被所有 直接 24.88	ATM設置 及び管理業 務に関する 契約 役員の兼任	ATM設置 支払手数料 の支払 (注1)	8,348	未払費用 (注3)	751
主要 株主	株式会社イト ーヨーカ堂	東京都 千代田区	40,000	スーパー ストア事業	被所有 直接 16.14	ATM設置 及び管理業 務に関する 契約 資金取引 役員の兼任	譲渡性預金 の預け入れ (注2)	46,095	譲渡性預金	40,000
							譲渡性預金 利息(注1)	357	未払費用	34

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

ATM設置支払手数料に係る取引条件及び取引条件の決定方針等については、事務委任に対  
する対価性及び同社が負担したインフラ整備費用等を総合的に勘案して決定しております。

譲渡性預金の利率は、取引期間に応じ、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。

2. 譲渡性預金の取引金額は、当事業年度中の平均残高を記載しております。

3. 取引金額には消費税等を含めておりませんが、期末残高には消費税等を含めております。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社  
の子会社等

該当事項はありません。

(エ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

該当事項はありません。

### 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

#### (1) 親会社情報

株式会社セブン&アイ・ホールディングス(東京証券取引所に上場)

#### (2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

		前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	円	72,930円25銭	80,610円55銭
1株当たり当期純利益金額	円	11,808円84銭	13,924円60銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	—	13,923円12銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり当期純利益金額			
当期純利益	百万円	13,830	16,988
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る当期純利益	百万円	13,830	16,988
普通株式の期中平均株式数	千株	1,171	1,220
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額			
当期純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	—	0
うち新株予約権	千株	—	0
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

2. 前事業年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)における潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

<p>前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>(ストック・オプション)</p> <p>当社は、平成20年6月18日開催の第7回定時株主総会及び同日開催された当社取締役会においてストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。</p> <p>ストック・オプションの内容</p> <p>1. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由</p> <p>当社は、取締役に対する報酬制度に関して、当社の業績や株式価値と連動したものとし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆さまと共有することで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的として、退職慰労金制度を廃止し、これと同等の経済価値を有する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を、年額60百万円を限度として当社の取締役(社外取締役を除く 以下同じ)に対して新たに発行する。</p> <p>また、執行役員(取締役を除く 以下同じ)に対する報酬制度についても、同様の目的から退職金を廃止し、これと同等の経済価値を有する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を発行する。</p> <p>2. 新株予約権の割当てを受ける者</p> <p>当社取締役 5名 当社執行役員 3名</p> <p>3. 新株予約権発行の要領</p> <p>(1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数</p> <p>当社取締役に対して当社普通株式、300株とする。 当社執行役員に対して当社普通株式、36株とする。</p> <p>なお、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。</p> $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ <p>また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株に満たない端数は切捨てるものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の総数</p> <p>当社取締役に対して300個とする。 当社執行役員に対して36個とする。</p> <p>新株予約権1個につき目的である株式数(以下、「付与株式数」という)は、当社普通株式1株とする。</p>	<p>(社債の発行決議)</p> <p>当社は、平成21年5月29日開催の取締役会において、次のとおり国内における一般募集による無担保社債の発行を決議いたしました。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>社債の種類 無担保普通社債</li> <li>募集の方法 一般募集</li> <li>募集社債の総額 300億円以内(200億円を基準とするが、需要状況を勘案した上で、100億円以内の上乗せを行うことも可とする。また、この範囲内で複数回の社債発行募集ができるものとする)</li> <li>各募集社債の金額 1億円</li> <li>募集社債の利率 固定金利、年1.5%以下</li> <li>募集社債の償還方法 満期一括償還(但し、期限前の買入消却可とする)</li> <li>募集社債の償還期限 5年以内</li> <li>払込金額 各募集社債の金額100円につき100円とする</li> <li>社債等の振替に関する法律の適用 本決議に基づき募集する社債の全部について社債等の振替に関する法律の適用を受けることとし、社債券は発行しない。</li> <li>発行時期 本決議後、平成21年7月末日迄の間</li> <li>担保・保証 担保・保証は付さず、また資産は特に留保しない。</li> <li>財務上の特約 本募集社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で既に発行したまたは国内で今後もしくは同時に発行する他の無担保社債(但し担保付社債が特約されている無担保社債を除く)のために担保提供する場合には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定することを約する。</li> <li>社債管理者 会社法第702条のただし書きにより社債管理者は設置しない。</li> </ol> <p>上記1から13に記載の条件の範囲内において、具体的な発行条件及びその他本社債発行に関し必要な一切の事項は代表取締役社長に一任する。</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)</p>
<p>上記総数は、割当て予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。</p> <p>ただし、(1)により新株予約権の行使により発行する(発行に代えて自己株式を移転する場合を含む 以下同じ)付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。</p> <p>(3) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否</p> <p>①取締役</p> <p>新株予約権の割当て日において、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。ただし、当該払込金額については、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、取締役が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。</p> <p>②執行役員</p> <p>新株予約権の割当て日において、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。ただし、当該払込金額については、金銭の払込に代えて、執行役員が職務執行の対価として当社に対して有する報酬債権と相殺するものとし、有利な条件による発行には該当しない。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使目的となる株式1株当たりの支払金額である1円に(2)に定める新株予約権1個当たりの付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間</p> <p>平成20年7月23日から平成50年7月22日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切上げるものとする。</p> <p>②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限</p> <p>譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>	

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)</p>
<p>(8) 新株予約権の権利行使の条件</p> <p>①新株予約権者は、取締役については当社の取締役の地位を、執行役員については当社の執行役員の地位を喪失した日（新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日）の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。</p> <p>③その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによる。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件</p> <p>①当社は、新株予約権者が(8)の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>②当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>ロ 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案</p> <p>ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案</p> <p>③新株予約権者が「新株予約権割当て契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(10) 組織再編時の取扱い</p> <p>当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>①交付する再編対象会社の新株予約権の数</p> <p>組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とする。</p>	

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)</p>
<p>③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切捨てる。</p> <p>④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>⑤新株予約権を行使することができる期間 (5)に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、(5)に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>⑦新株予約権の行使の条件 (8)に準じて決定する。</p> <p>⑧再編対象会社による新株予約権の取得事由 (9)に準じて決定する。</p> <p>(11)端数の切捨て 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>(12)新株予約権の割当て日 平成20年 7月22日</p>	



⑤ 【附属明細表】

当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	873	209	28	1,053	281	147	772
建設仮勘定	—	1	1	—	—	—	—
A T M	24,080	8,856	—	32,937	18,655	9,986	14,282
その他の有形 固定資産	1,765	342	50	2,057	1,112	464	944
有形固定資産計	26,719	9,409	81	36,047	20,049	10,598	15,998
無形固定資産							
ソフトウェア	29,858	3,896	9	33,744	20,587	4,803	13,157
ソフトウェア 仮勘定	712	1,313	420	1,605	—	—	1,605
その他の無形 固定資産	19	—	—	19	5	1	14
無形固定資産計	30,590	5,209	430	35,369	20,592	4,804	14,777

(注) 当期増加額の内訳

A T M                    第2世代A T Mの購入                    8,856百万円

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
第1回無担保社債 (適格機関投資家限定)	平成15年 12月10日	15,000	—	0.88	なし	平成20年12月10日
第2回無担保社債	平成18年 12月4日	36,000	36,000 [—]	1.45	なし	平成23年12月20日
第3回無担保社債	平成18年 12月4日	24,000	24,000 [—]	1.67	なし	平成25年12月20日
合計	—	75,000	60,000 [—]	—	—	—

(注) 1. 「当期末残高」欄の [ ] 書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。

2. 貸借対照表日後5年内における償還予定額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額(百万円)	—	—	36,000	—	24,000

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	65,000	69,000	1.05	—
再割引手形	—	—	—	—
借入金	65,000	69,000	1.05	平成21年5月29日 ～平成26年3月24日
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
リース債務(1年以内に返済予定 のものを除く。)	—	—	—	—

(注) 1. 「平均利率」は期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 借入金の貸借対照表日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額(百万円)	44,000	12,000	—	—	13,000

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については貸借対照表中「負債の部」の「借入金」勘定の内訳を記載しております。

(参考) なお、営業活動として資金調達を行っている約束手形方式によるコマーシャル・ペーパーの発行はありません。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	67	65	—	67	65
一般貸倒引当金	67	57	—	67	57
個別貸倒引当金	—	8	—	—	8
賞与引当金	245	273	245	—	273
役員退職慰労引当金	270	13	0	282	—
リース解約損失引当金	1,328	—	1,302	25	—
計	1,911	352	1,548	375	339

(注) 当期減少額(その他)の記載理由は以下のとおりであります。

- (1) 一般貸倒引当金  
洗替による取崩額であります。
- (2) 役員退職慰労引当金  
平成20年6月18日開催の定時株主総会において退職慰労金の打ち切り支給議案が承認可決されたことによる取崩額であります。
- (3) リース解約損失引当金  
繰入超過による戻入額であります。

○ 未払法人税等

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	4,106	11,737	8,636	2	7,204
未払法人税等	3,300	9,460	6,937	2	5,820
未払事業税	806	2,276	1,698	—	1,384

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（平成21年3月31日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

① 資産の部

預け金 日本銀行への預け金731百万円、他の銀行への預け金5,469百万円でありま  
す。  
前払費用 前払経費284百万円その他であります。  
未収収益 未収手数料7,263百万円、未収利息67百万円その他であります。  
その他の資産 保証金716百万円、仮払金18百万円、期末貯蔵品（帳票等）68百万円その他で  
あります。

② 負債の部

その他の預金 別段預金242百万円であります。  
未払費用 未払経費2,358百万円、未払手数料811百万円、未払利息715百万円その他であ  
ります。  
前受収益 前受賃貸料1百万円であります。  
その他の負債 未払金1,331百万円、未払消費税等1,110百万円、仮受金42百万円その他であ  
ります。

(3) 【その他】

① 当事業年度における四半期情報

	第1四半期 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	第2四半期 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	第3四半期 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	第4四半期 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
経常収益（百万円）	22,254	22,979	23,158	21,431
税引前四半期純利益 （百万円）	7,455	7,815	7,743	5,721
四半期純利益金額 （百万円）	4,433	4,625	4,577	3,350
1株当たり四半期純 利益金額（円）	3,634円03銭	3,791円79銭	3,752円07銭	2,746円70銭

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

② その他

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	—
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。なお、電子公告は当社のホームページに記載しており、そのアドレスは次のとおり。 <a href="http://www.sevenbank.co.jp/">http://www.sevenbank.co.jp/</a>
株主に対する特典	なし

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、関東財務局長に次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度	期間（事業年度）	提出日
第7期	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	平成20年6月18日

#### (2) 四半期報告書及びその確認書

事業年度	期間（事業年度）	提出日
第8期 第1四半期	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	平成20年8月8日
第8期 第2四半期	自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日	平成20年11月26日
第8期 第3四半期	自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日	平成21年2月12日

#### (3) 発行登録書（社債）及びその添付書類

提出日	平成20年10月30日
-----	-------------

#### (4) 有価証券報告書の訂正報告書

事業年度	期間（事業年度）	提出日
第6期	自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	平成20年9月18日 平成20年10月29日
第7期	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	平成20年9月18日 平成20年10月29日

#### (5) 四半期報告書の訂正報告書及びその確認書

事業年度	期間（事業年度）	提出日
第8期 第1四半期	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	平成20年10月29日
第8期 第2四半期	自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日	平成21年3月4日

#### (6) 訂正発行登録書

提出日	平成20年11月28日、平成21年2月12日、平成21年3月4日
-----	----------------------------------

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

平成20年6月18日

株式会社セブン銀行  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 井上 寅 喜 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小澤 陽 一 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セブン銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セブン銀行の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (※) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。



# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年 6月18日

株式会社セブン銀行  
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 小 澤 陽 一 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 宮 田 世 紀 ㊞  
業務執行社員

## <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セブン銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セブン銀行の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社セブン銀行の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社セブン銀行が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

**【表紙】**

**【提出書類】** 内部統制報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の4第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成21年6月18日

**【会社名】** 株式会社セブン銀行

**【英訳名】** Seven Bank, Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 安齋 隆

**【最高財務責任者の役職氏名】** ー

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

**【縦覧に供する場所】** 株式会社ジャスダック証券取引所  
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 安齋 隆は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

ただし、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成21年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価については、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定いたしました。当該業務プロセスの評価については、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、子会社等がなく、全体を単一の事業拠点と捉えていることから、当社全体を「重要な事業拠点」といたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として有価証券、預金、A T M受入手数料に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加いたしました。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	確認書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の2第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成21年6月18日
<b>【会社名】</b>	株式会社セブン銀行
<b>【英訳名】</b>	Seven Bank, Ltd.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 安齋 隆
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	—
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

## 1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 安齋 隆は、当社の第8期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

環境にやさしく……本紙は再生紙を使用しております。

宝印刷株式会社印刷